

## 平成29年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

### 議事日程

平成29年3月9日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
第3号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
第4号議案 幸田町税条例等の一部改正について  
第5号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第6号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
第7号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
第8号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について  
第9号議案 字の区域の変更について  
第10号議案 町道路線の認定及び廃止について  
第17号議案 平成29年度幸田町一般会計予算  
第18号議案 平成29年度幸田町土地取得特別会計予算  
第19号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計予算  
第20号議案 平成29年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算  
第21号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計予算  
第22号議案 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算  
第23号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算  
第24号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計予算  
第25号議案 平成29年度幸田町水道事業会計予算
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（16名）

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君   | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君   |
| 4番 鈴木重一君   | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君   |
| 7番 鈴木雅史君   | 8番 中根久治君  | 9番 酒向弘康君   |
| 10番 大嶽弘君   | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君  |           |            |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
総務部次長兼 総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長 兼こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長 兼産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根潤志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

---

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これより、本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） 本日、議案説明のために出席を求めた理事者は21名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を6番 志賀恒男君、7番 鈴木雅史君の御兩名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第2号議案から第10号議案までの9件と、第17号議案から第25号議案までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより、質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数の制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第2号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

- 2番（伊與田伸吾君） それでは、通告をさせていただきました第2号議案の関係でございますが、本条例の一部改正につきましては、各種法律等の施行と介護休暇の分割、並びに、介護時間の新設に伴い必要があるからとしまして、議案関係資料にも概要が示されております。

初めに、現在、町職員におきまして、早出、遅出勤務の職員は、存在するのかどうかをお尋ねしたいと思います。

- 議長（浅井武光君） 企画部長。

- 企画部長（桐戸博康君） 早出、遅出勤務の実態ということでございます。

まず、早出、遅出勤務につきましては、就学前の子を養育する職員、また、放課後児童クラブに送迎等を行う職員、また、日常営むのに支障があり、介護を要する親族を介護する職員、そういった職員が、1日の勤務時間、7時間45分を変えずに出勤時間を早めたり、遅くしたりということで、繰り上げ、繰り下げをして勤務をする制度でございます。給与関係につきましては、何ら影響はないということであります。

今、お尋ねのその実績ということでございますけれども、現在は、実績はございません。

以上であります。

- 議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

- 2番（伊與田伸吾君） 職員は、現在、なしということでございますが、改正条例第8条の3で早出、遅出勤務における職員が、養育する子について、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子などを含むというふうに記載、記述しております。

具体的には、なかなかちょっと意味が読み取れない部分がありますので、どのような子どもが対象になるのかは、わかりましたら教えていただきたいと思います。

- 議長（浅井武光君） 企画部長。

- 企画部長（桐戸博康君） この内容説明ということでございます。

まず、1点目の特別養子縁組の監護期間中の子ということでございます。この子につきましては、6歳未満の要保護児童の福祉を優先とした養子縁組制度ということでございます。

この養子縁組につきましては、産みの親とは戸籍上切れるという形になります。そういった子ども、その監護中というのは、この特別養子縁組をする場合に、家庭裁判所の審判が必要となります。その間の監護中の子ということであります。

もう一点の養子縁組の里親に委託されている子につきましては、養子縁組を前提とし、18歳未満の要保護児童を養育する里親制度ということでありまして、この制度につきましては、養育費の支払いがございまして、里親手当は出ないということであります。

したがいまして、この子につきましては、養子縁組をすれば、無条件に育児休業、介護休業というのは、対象の子になるわけですが、その前段の子どもも対象にするということで、対象の子どもの範囲を拡大するというものでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 養子縁組の監護期間中の子、里親に委託されている子につきましては、若干、ちょっと理解を深めたという程度のこと、私自身は、そんな程度でございます。大変、恐縮でございますが、いずれにしてもこのような具体例があるとするならば、対象をしていただきたいというふうに思っております。

次に、第15条の介護休暇であります。職員の申し出に基づき、要介護者のものが当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とするというふうにしております。介護休暇につきましては、改正前の条例の規定にもあったかと思えます。

改正条例で、具体的には、どのように変わるのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 介護休暇のどのように変わるかということでございます。

現在の規定では、連続する6月の間で、介護期間を一度、届け出ができるということでございます。今回の改正に伴いまして、通算6カ月という規定になります。通算というのは、介護休暇期間の合計が6カ月以内ということでございますので、それを、介護期間3回設けることができるという制度でございます。

したがいまして、具体的に申しますと、例えば、4月、5月、ふた月をとって6月は勤務します。それから、7月は、ひと月とって8月、9月、ふた月とってというふうに、間に勤務を挟まってもトータル6カ月の範囲内で、3回までそういった介護期間が設定できるというふうに改正がされたということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今まで、一度で取得しか認められなかったものが、分割して3回まで取得できるということでございます。そうしたときに、一つの継続する状態というのがあるかと思うのですが、その一つの継続する状態というのは、例えば、病気なら病気で、一つの病名だとか、そういうことになるのか、その辺の具体的な例、例えば、全然変わった場合については、その取得期間は、別にとれるという意味合いなのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 1の継続する状態というのは、例えば、ある病気で介護が必要になったという場合には、その一つの事案に対して適用されます。また、違う病気で介護が必要になったという場合には、また、新たな取得ができるということになります。

そして、人が変わった場合、父親から、今度は母親の介護が必要になったという場合にも、また、一つの権利というか、制度として、それは、利用できるということになり

ます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 事案、人、それぞれによって取得することができるというふうに私は理解しました。

また、15条の2の介護時間という記述がございます。新設条項であるということですが、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに連続する3年の期間において1日につき2時間を超えない範囲で取得することができる無給休暇というふうな形で表記されています。

具体的には、どのような事例をいうのか、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 介護時間のお問い合わせでございます。

これについては、現在、育児部分休業がございます。これも同じ内容でございますが、1日2時間を超えない範囲ということで、この2時間の設け方も始業と終業に連続するということですので、朝8時半出勤を9時半からの出勤、それから、帰りを4時15分終業というような、始業と終業、始業に2時間を設けることも可能ですし、終業に2時間を設けることも可能というふうで、2時間を超えない範囲で取得ができるというような内容でございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 最後の質問になりますが、この改正によりまして、本町に対象となる職員は発生するのか、また、現在、対象する職員がいるのかもわかりましたらお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 実績、今回の介護休暇、介護時間については、介護時間については、新設ですので、実績はないということなのですが、介護休暇につきましても、過去人事秘書課が設置されてから、過去5年では実績がございません。対象は、いるかということがございます。介護を必要とする親族がいるか、いないかということは、私どもでは、ちょっと把握はできませんので、対象となり得る職員数というのは、職員全員ということになりますので、対象になり得る職員数は348名ということがございます。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在の取得状況について、伺うものでありますけれども、先ほど、介護休暇につきましては、過去5年間実績がないということですが、育児休業につきましては、現在の取得状況、実績についてお答えがいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 育児休業の現在の取得の状況でございます。

平成28年度として取得したのは、15名おります。28年度中に終了している職員がおりますので、現在では、12名の育児休業を取得した職員がございました。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、介護時間の新設によるものでありますけれども、体制づくりについて伺いたいと思います。

介護につきましては、いろんな状況の中で、介護をするわけでありましてけれども、例えば、先ほどの説明の中で、病院に連れていかなければならない、そういうものも介護とみなされるのかどうかであります。これも、結構、病院は時間がかかるわけでありまして、そうした点で、この介護の種類、そういうのについて、お答えがいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 介護の内容ということでございます。

この介護については、あくまでも介護保険という要介護というのは、全く、関係はございません。要介護の要件といたしましては、負傷疾病、または、老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものというのを要介護者という認識でおりますので、今、言われた病院等に連れていけないといけないとか、そういった場合には、それが妥当であろうという判断をすれば、それは、対象になります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護度も要支援から要介護までいろいろあるわけでありまして、その中で、認定、不認定いろいろあって、認定されている高齢者で、慢性の病気で定期的に通院をしなければいけないけれども、遠くてなかなか通えないとか、そういう実態があるわけですので、そういう点におきまして、例えば、1カ月に2回通院しなければならないとか、そういうことにおきまして、この介護時間というのは取得できるのかどうかということでもあります。

そういう事例についていかがなのか、これが、例えば、この期間も定めてあるわけですね。ですから、そうしたことが、3年の期間内ということで対象になるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 介護、今、3年と言われましたけれども、3年というのは、介護時間、育児休業と同じような取得の仕方ということになります。

介護休暇については、通算6カ月という条件がありまして、その中の介護期間が3回とれるということで、介護期間というのは、ある程度、一月なり、二月設けていただいて、その期間中は、1日置きにとか、いろんなその期間中に臨機応変に取得することは可能ということでもあります。

介護休暇については、取得の単位として、1日、または、1時間単位ということで、時間単位については、マックス4時間という規則で定めがございます。

したがって、その介護期間中であれば、1日置きだとか、木曜日、金曜日は、1

日お休みするだとか、そういったことは、臨機応変に取得は可能というふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、例えば、取得日数については、最低、最高は、設けられているわけですが、最低は関係なく、通院等で1日お休みをするという、それも介護対象となるということで理解をしてよろしいでしょうかということと、それから、今回は、拡充ということで、一定の改善が出されたわけであります。

そうした点で、周知、体制づくり、これについて、徹底していただきたいということと、それから、非常勤職員については、どのように対象となるのか、どうなのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） まず、1点目の臨機応変に使っていただければ、オーケーという認識であります。ただ、臨機応変に使うにいたしましても、あくまでもそれは有給ではなく、無給ということでございますので、その介護期間中の中で身動き取れる状態で取得していただければよろしいかと思えます。

それから、組織の中の体制というのは、介護時間の取得については、現在も育児休業という形で、実際には運用されております。

介護時間につきましても、その2時間については、組織内でともに共同して助け合って賄っていきけるのかなというふうに思います。ただ、介護休暇の日単位で連続でお休みをしてとるというような場合には、ある程度、非常勤も期間を決めての非常勤ということも必要かなとは思いますが、その事案のケース・バイ・ケースということで、組織の中で調整をして対応をしてみたいと思います。

非常勤につきましても、これは、対象となっております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 対象の職員については、全職員だよということですが、そうしますと、年度年度で人数が変わると、採用する、あるいは、退職する、そういうのは、ちょっと変動があるわけですが、その時々の変動の状況に合わせて、あくまでも全職員が対象だよという理解でいいのかどうかということが1点目。

2つ目は、介護期間、これは、3年というふうに条例の中で定められているわけですが、分割設定をする、その分割設定は、3回を限度としますよと、こういうことですが、その設定の仕方については、端的に言えば、1年半とったと、あと半年、半年と、あるいは、3カ月だよと、その設定の3回以内であれば、その設定する期間の長短、長い短いは関係ないと、こういう理解でいいかどうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） まず、1点目の対象の関係でございます。

言われたとおり、その時々採用の関係で、対象となり得る職員数は変動するという

解釈でよろしいかと思えます。

それから、介護休暇の関係の、伊藤議員は3年というふうに言われましたけれども、あくまでもこの条例上の規定は、通算6月ということであります。通算6月というのは、年度内という縛りはございません。2年度間の間で、1の継続する状態という前提のもとで、2年度間の間で通算6カ月を超えない範囲で3回まで取得できるという解釈であります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、1回が6カ月が限度ですよといったときに、その限度の関係からいけば、3回でそれぞれ6カ月とって、そのカウントの仕方、あるいは、申請の仕方、この期間はいいけれども、6カ月のオーバーだということなので、それを以内であれば、その期間の設定の関係は、申請者の裁量によると、こういう理解でいいか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 申請者の裁量ということになります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 新たに、介護時間が設定をされました。その期間というのは、3年のうちですよということですが、1日2時間という縛りがある中で、それは、制限なしで取得ができるのか、これは、目標だというのが条件ですが、そういう、要は、3年という縛りをかけて1日2時間のカウントであれば、その状況としては、申請者の状況や家庭の状況も踏まえて、それは、選択ができるかどうか、この辺について。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） その家庭の状況によって、選択は可能というふうに解釈をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、そういった点でいけば、これは、介護保険とは関係ないですよと、要は、症状の関係だよということになりますと、例えば、病院に送り迎えをする、あるいは、施設への送迎も入ってくる、こういう内容でいけば、要は、その内容から含めていくなれば、申請する具体的な事例、事案について、これは、ちょっとえらいじゃないかと、こういうことを言われるのかどうなのか。

要は、あなたの言われたように、介護保険の対象外ですよというふうになれば、申請者の判断や、あるいは、対象となる人の症状によっては、さまざまあるわけなのです。そこら辺はどういうふうにカウントされるのか、あるいは、認識をされておるのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 妥当であろうという判断の基準ということかと思えます。

それは、非常にケース・バイ・ケースで、その判断というのは難しいわけですが、あきらめませんが、ただ、ある程度、申請者の意向というのは、重視して認めていきたいなというふうには思っています。

明確なそういった基準はございませんので、そういった親族の介護で休暇等、取得が妥当であろうという判断は柔軟にしていきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、確認なのですが、いわゆる介護保険の対象外ですよということになりますと、介護保険でいうところの要支援、要介護と、そういう判定は要らないということになりますよね。

そうしたときに、例えば、病院等で介護保険まではいかないけれども、ちょっとは手を支えてあげないといけないよと、言ってみれば介護保険でいえば要支援ぐらいの関係ですけれども、その判断というのは、あくまでも申請者の判断だということの確認ですよ。そういうことでよろしいですね。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 要介護、要支援というのは、全く、関係はございません。

2週間以上の負傷だとか疾病、けがでも該当するわけございまして、それは、あくまでも申請者の申し出に基づいて、受理するわけでございます。

ただ、それは、無給ということになりますので、ある程度は、申請者の意向というのは重視していきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） さまざま職員は、状況としてはある。そうしたときに、申請された内容を一々詮索をして、ああでもない、こうでもない、あるいは、医療機関等の証明なり診断書を持って来いよというふうになると、これは、負担がかかるわけですよ。

そうしたときに、制度を活用しようと、活動しようと思ったら、いろいろ詮索されてしまったと、そのことで、あと立証責任だという形で証明になるようなものが出ないかというおねだりをするということになると、制度が死んでいってしまうのです。

そういう点での実務上の取り扱いについては、やっぱり、状況としては、おいどうだよといって聞くのはいいけれども、ことの子細を聞く、それはということになると、これは、やっぱり制度が死んでいくという点で、要は、具体的な事例として、実務的にそういうものに対しては、どういうふうに対処されるのかということ、事例が全部違うわけですよ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） あくまでも職員の申し出を重視ということできたいと思います。

職員のプライバシーの関係もございまして、深く詮索をすることなく職員を信じ、申し出を受けていきたいというふうな気持ちでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの確認も含めて、先ほど一番初めのほうの確認も含めて、介護休暇ができた。そういう中で、分割6カ月限度だよということになりますと、6カ月のカウントの関係も含めて、要は、これもその介護ということになると、先ほどいったように介護休暇、イコール、介護保険じゃないですよといったときの介護の関係の認識

の問題、あなたが言われたように、余り詮索はしないよという形できたときに、制度は、うまく活用して生かせばいいわけなので、その制度をうまく活用するかどうかは、あなたの方が判断することではないですよ。

申請者側が判断をして、そうした内容の中で、うまく制度を生かしていくという点でいけば、言い方が悪いけれども、知恵の出どころということにもなります。

そうしたことも含めて、余り物差しを当てはめて、はみ出た中だよというやり方については、私は、この制度そのものが生かされてこないなというふうに思います。

したがって、ここでいきますと、介護休暇は、分割して6カ月を限度とするよと、制度としては3年ありますよと、こういう点でいけば、制度的な問題の理解の仕方の問題と、もう一つはあい路があるなというふうな受けとめ方をするわけですが、そこら辺の関係は、整合性はどのようなふうな形でとられているのか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 申しわけございません。最後の質問。

制度で規定しますので、それは権利として、それは行使していただければよろしいかという、私の認識でございます。

あくまでも申請に基づいて、それを深く詮索せずに、そういった権利を認めていきたいというような考えでおります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

以上をもって、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これも、育休の拡充になって、その対象となるのが、非常勤職員ということでもあります。

この非常勤職員の場合でも、一定の要件を満たすというように記述がしてありますが、この一定の要件を満たす非常勤職員数について、現在、何名いるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 非常勤職員数という、一定の要件を満たす職員数ということでございます。

平成29年3月1日時点の非常勤職員、これは、嘱託員の含めますけれども、438名おります。

この一定の要件を満たすというこの要件でございますけれども、在職1年以上というのが一つの要件であります。

それから、勤務形態として、週3日以上勤務という、この2つが一定の要件ということになります。

在職1年以上の非常勤職員につきましては、366人。この366人のうち、週3日以上勤務をお願いしている非常勤が358人でございます。

したがいまして、一定要件を満たす非常勤の職員数というのは、358名ということになります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 引き続き、この育休をとることができるということで、この制度が拡充をされたということになるわけですが、その中で、事例として、今までに非常勤職員の中で、育休、この制度がなかったためにやめざるを得なかったという実態があるか、ないか、その点について、把握をされていたらお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 非常勤職員の方で、育児休業を取得したという実績は、ございません。

ございませんというのは、少なくとも人事秘書課ができて過去5年間ではありません。

基本的には、非常勤職員の方が育児休業を取られると、その補完としてまた非常勤職員を雇用するという形になりますので、ほとんどの非常勤職員の方が出産をされて、育児に専念をしたいという場合には、恐らく退職をされていかれるケースが多いのかなというふうな認識でおります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一定の要件を満たす非常勤職員数というのは、358人が対象ということであります。

そうした点におきまして、やはり、取得を退職ということではなくて、こうした制度を生かしながら、取得できる体制づくり、それと周知、これは、やっぱり、育休を取得できるよという、そういう周知もしながら、労働条件を拡大をしていくという形で体制づくりについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 体制づくりということであります。

これについては、組織の中でそういった協力体制というのはとっていく必要があるのではないかなと思います。

周知につきましては、今回のこの改正を受けて、議会議員の皆様の御可決をいただいた後には、当然なことながら、この非常勤、育児休業の取得できる非常勤というのは、保育職がほとんどなのかなというふうに思っておりますので、文書等で年度早々に制度の周知等は当然なことながら図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁を聞いておって、世間を騒がしたコンビニの退職を迫るとい、そういう事例がぼっと浮かんだわけです。

結局、要は、そういう制度があって、制度が生かされるようなあなた方の感覚はない

など、取得されたら退職していくもんねといってくれば、退職に追い込んでいくような発想なり、認識があるとまずいなというふうに思うわけですが、それはともかくとして、438名の対象者のうち、男性のその対象になるような非常勤の職員は何名みえるのか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 男性の非常勤ということであります。

申しわけございません。その数値は、ちょっと把握してございませんので、お願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 申しわけございません、そうですかって、これ、通告制ですわ。そうしますと、通告してこういう質問が出るよという内容も別にオブラートに包んで、透かして見なくてはわからないというのではなくて、男性の取得状況はというのは、非常勤職員の男性の数はどれだけかと、その中に占める割合はというのは出てくるのは当たり前なのです。

そうしたときに、いや、ちょっと調べておりませんと、それは、職務怠慢というのかわ。

そういう対応でおられると、非常勤の方々がこの取得をしようと思ってもそういう目線で見られる、感覚で見られる、認識をされていると言ったら、先ほど、あなたの答弁のように、申請されると、大概の人がやめていきますよと、やめていったら困るので、すぐにかわりの人を確保しなくてはならないと、まさにコンビニの劣悪な労働条件の絵に描いたような答弁をされる。

じゃあ、いつ具体的にこの状況、まず、対応というのは、非常勤の男性の職員は何名いるのか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 申しわけございません。通告を受けて職員の取得状況というのは、情報として手元でございますが、平成28年度については、取得可能となる職員については5名おります。

実際に育児休業を取得した男性職員というのは、残念ながら平成28年度はございませんでした。

平成27年度に取得可能な職員6名の中で、1名の職員が平成28年1月21日から年度末までの約2カ月強の間、育児休業を取得いたしまして、取得率16.7という実績はございますが、非常勤の男性職員の人数については、申しわけございません、把握はしておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料の12ページに2番として改正の概要というのが載っております。その（1）に、非常勤職員の育児休業に関する要件の一部についてということが説明の中に載っているのです。

ですから、正職員は正職員、あなたが、今、言われたように、極めて低いと、16.7%だよということですが、まず、そういう点でいけば、あなた方が書いた議案関係の説明資料の中で、非常勤職員だよと、これにかかわる要件の一部が改正されたことに対

する対応の問題だよと、そればかりではないにしても、そういうくんだりであったときに、いや、それは、非常勤なもので、私の範疇外だがやと、そろばん勘定の中には、勘案をしていないよということについては、私は、その実態は、きちんと改めていくということと、もう一つは、先ほど、あなたの言われた16.7%、これは、正職員にかかわる問題だよという形の中で、国のほうが働き方改革の中の一つとして、男性の育休という点が、いろいろ言われながら極めて低いと、取得率は極めて低いと、なぜだと言ったら、結局、不利益を被ると、無給であるということが、一つは、生活の収入がそこで途絶えるということと、復職したことが不利益を被ると、こういうことが新聞でも言われる、あるいは、政府のほうもそういうことでは政府が死んでしまうから、不利益を被らないようにと、収入が減るといのは、無給という制度の承知の上でとられるので、それは、覚悟の上。

しかし、復職したら、窓際になってしまったと、こういう扱いは、あなた方は、されていないと思うけれども、先ほどの答弁でいくと、されると業務に穴があるからそれは、やっぱり補填をするような形の中で対応しなくてはならないよという点でいくと、そうしたときに、じゃあ、復職したときに、現職復帰、これが大原則ですよ。そういう扱いはされているのかどうなのか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 男性職員につきましては、そういった取得可能な職員が申し出、相談等があった場合には、担当としては、推奨をしております。育児休業をとれますよということで、逆に勧めているほうでございます。

今、子育て支援というのが、国でも強力に進められておりますけれども、その男性の育児というのも一つでございますので、担当としては、そういった取得できますということで推奨をしているということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 制度をPRして、制度を使わなくては何ともならないですよ。制度は生かして使えよと、仰せのとおりです。

要は、先ほど申し上げたときに、制度を生かして使えといったときに、いざ復職ということになったときに、前職復帰ということが大前提であります。それだけでなく、誰もとらないです。

先ほど申し上げた、いや、復職したら窓際族になってしまったと、しょうがないや、おまえは勝手に休んだじゃないかということは言わずにしても、そういう休暇を制度を生かしたがために不利益を被るといのが、結果的には、制度が死んでいくよというのが、政府自身がそういうことを懸念しているわけです。

どんどんやる、じゃあ、やりましょうかといったときに、男性の取得率というのは、極めて低いわけですよ。一けたも2%ぐらいだった。その程度だという点からいくと、やっぱり、そういう収入減もあるけれども、それよりも復職した後の問題が一番大きい要因として取得を阻んでいるということがあられるわけなので、そういう制度をPRする。その制度をPRしたときに、復職したときには、前職が大前提ですよというふうに、こ

ういうことはどうされますか。PRしていく中で、心配するなど、帰ってきたときには、おまえの椅子はあるよと、ただし、窓際だぞと、そのことをやったら誰がやる。同じところにきちんと配属できるよと、そこら辺はどうなのですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 復職した場合の不利益というお話でございます。そんな考えは全くもってございませんので、復帰した場合には、元のところに着任をしていただくというのが基本だと思っておりますので、また、そんな職員に不利益が出るようなことを推奨する立場でもございませんので、そういった考えは全くございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんな考えは全くないと、元職に復帰することが原則ですよ。それは、それで結構です。

要は、そうしたときに、穴が開いたときに、どう対応するかというのは、これは、やっぱり、どうしても元職に復帰する、元の職場に復帰する、しかし、そこには、正職員を当てはめるのか、臨時職員で対応するののかともかくとして、その穴埋めはするわけです。穴埋めをしなければ制度が生かされない。

そうしたときに、じゃあ、その男性がけがれなくあなたの言われるように、十分とって元のところにちゃんと椅子だけあけて待っておりますよと、終わったら元気にきてまた頑張ってくれやと、こういう状況がつくられるには、その裏づけとなる体制づくりが、これは、極めて大事なのですよね。そこら辺の感覚、そこら辺はどういうふうに、これからどうするのかという問題も含めて、どう対応されていきますか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 育児休業の取得の期間にもよります。

ケース・バイ・ケースで、組織の中で協議検討をして、その不在の部分については、非常勤で埋めていくか、それか、タイミングを埋めていくかということになるかと思えます。

非常勤を雇うにしても、現在、保育現場でもやっているように、昼休憩対応非常勤だとか、いろんな本人とそういった勤務条件を調整しながら、元職復帰した場合、その復帰するまでの間の非常勤をお願いしていただくか、組織の中で協力し合って、その部分については補っていただくか、そういった協議の中で進めていきたいと思っております。

穴埋めについては、はっきりこういう方向でということは、ケース・バイ・ケースということで申し上げられませんが、あくまでも組織の中の一員でございますので、組織で協議をして、それは、検討してまいりたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

---

再開 午前10時01分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、企画部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 2点ほど、お願いをいたします。

まず、1点目、丸山議員からの御質問で、介護休暇について、非常勤職員も可能かという問い合わせがございました。

私、可能ですというふうにお答えいたしましたけれども、若干、認識の違いがございまして、今回のこの改正を受けて、5カ月いただいた後に、要綱を改正して取得可能にするということでございます。

それから、2点目、伊藤議員からの御質問で、育児休暇対象の非常勤職員の男性の人数ということでございます。

29名でございます。嘱託員としては、16名、非常勤職員として13名ということでございます。訂正しておわび申し上げます。お願いいたします。

○議長（浅井武光君） 次に、第4号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 4号議案の関係でございますが、本条例の一部改正は、地方税法、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法、地方交付税法などの法律等の施行に伴い必要があるからということの理由でございます。

初めに、改正条例の第一条の第32条の4にて、法人町民税の税率を平成31年10月1日以降に開設する事業年度から、現行、9.4%であるものを6%に引き下げるとするもの。本町にとっては、法人町民税の一部国税化で、相当な打撃を受けているところに、さらなる自主財源の減収につながるようにも思います。

町の財政運営を憂うところでございますが、質問であります。

税率引き下げで、現時点で推測されます影響額は、まず、どの程度になるのか。試算されていたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法人町民税でございます。

議員がおっしゃるように、過去にも12.3%から9.7%への引き下げによりまして、この平成28年度では、2億1,800万円の減収となるというふうに見込んでおり、大きな影響を受けているということでございます。

さらに、今回のこの地域間の税源の偏在性の是正や、財政力格差の縮小が図られるというもので、この9.7%から6%になることによる影響額は、この平成28年度の税収ベースで試算をしますと、さらに3億1,000万円の減収となり、トータルでは、5億2,800万円の減収となると試算をしております。

また、実際の税収見込み、こちらにおきましては、平成29年度の法人税割は、円高などの影響による企業業績の悪化や、自動車関連企業の訴訟等の引当金の実現による申告調整もあり、1億6,500万円と、今、見込んでおり、その全体が6%となる平成33年度におきましても、大きくは回復を見込めないということで、かなり厳し目に見

込んでおきまして、個人町民税の法人税割におきましては、2億3,500万円を、平成33年度では見込んでいるということで、そのときの税率改正の影響につきましては、12.3%から9.7%への改正分で1億300万円ほどの減収、また、今回の9.7%から6%への改正分で、1億4,500万円の減収となり、トータルでは2億4,800万円の影響額となると見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 先ほど、私の質問にもさせていただきましたが、今後、年度が進むにつれて、相当な減額が見込まれてくるということでもあります。

この財政運営につきましては、厳しい試練を強いられるのかなというふうにとちょっと心配されるところであります。

もう一点、ちょっとお伺いをしたいと思います、その改正理由の中に、地方交付税法等の法律施行も挙げられています。

本町は、不交付団体であります、本町が交付税法の法律改正に伴いまして、余りいいことはなさそうな気がしますが、関係するような内容がございましたら、一つ教えていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の改正におきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、町民税の法人税割の一部を地方交付税の原資化とすることを目的に、今回、改正のほうがされているということでございます。

地方交付税の財源とはなりますが、本町は、不交付団体ということでございます。

実際には、交付税が交付されないということでございますので、直接の恩恵はなく、取られ損というような形になってしまうということでございます。

しかしながら、合わせて、今回、それを補填するような形で、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設されまして、県に納付されました法人事業税の額の100分の5.4に相当する額が、市町村に対して従業者数で案分され交付されるということになります。

この法人事業税の交付金の見込みにつきましては、県の平成28年度の法人事業税の予算ベースでは、幸田町について1億円程度と試算をしております。

このほか、社会保障分として、消費税10%化に伴い、地方消費税の交付金、こちらのほうも1.6億円程度増額するというので、こちらにつきましては、不交付団体だけがもらえるものではなくて、全ての団体ということでございますが、プラスの面も多少はあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） どちらかという、法によって減額するほうは多く、また、補填されるほうは少なくという形が見受けられると思っております。

一つこの先を、将来を見据えた運営をお願いしたいというふうに思っております。

次に、軽自動車税であります、改正条例の第一条の第75条におきまして、軽自動車税の税率を種別割の税率に改めるとするものであります、税額は変わるものではないと推察されます。

改正の概要でグリーン化機能を維持、強化するため、環境性能割を創設とあり、課税は平成31年10月1日以後に取得されたものからとなっております。

また、環境性能割を創設することにより、現行の自動車税は種別割とし、平成32年度から課税するとしておりますけれども、これもなかなかわかりにくいので、具体的に何がどう変わるのか教えていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 軽自動車税の関係でございます。

消費税率が10%引き上げ時に、自動車取得税が廃止されるということが決まりましたが、市町村にとっては、貴重な財源が奪われるということになり、また、自動車取得時の負担の軽減、自動車取得税のグリーン化、こういったものを踏まえつつ、一層のグリーン化機能の維持、強化、及び、安定的な財源確保という観点から、その代替財源的な仕組みといたしまして、環境性能割というものが創設されたということでございます。

これまで、軽自動車の自動車取得税につきましては2%、それに、エコカー減税の軽減率をかけたものが県税として課税をされておったと、そのうちの66.5%が自動車取得税交付金として交付されておったということでございますが、今回の改正により、自動車取得税とエコカー減税が一本化されました。環境性能割として非課税から3%の税率で町税として課税されるというものでございます。

それに伴いまして、これまで軽自動車税として課税をしておりましたものを軽自動車税種別割と名称を変更しまして課税するというものが、今回の改正の概要でございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 一本化されまして、3%の課税にということでございます。若干、本町につきましては、収入の一部になるのかなというふうに考えております。

次に、改正条例第一条の附則第15条の2におきまして、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例によるという記述がございます。

これは、何を意味するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 申しわけございません。少し言葉足らずでございました。

環境性能割につきましては、非課税から3%の税率をというふうに変わりますが、当分の間は、現行と同じ2%をマックスということで課税ということでございますので、その分で増税になるということではございませんのでよろしく願いをいたします。

それから、当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うということでございます。

今回の先ほどの制度改正にて御説明いたしましたとおり、県税の自動車取得税が廃止をされ、町税の自動車環境性能割というものが創設されるということでございますが、県税においても、自動車取得税が廃止をされ、自動車税の環境性能割というものが創設をされるということで、これまでどおり、普通自動車等については、県税として普通自動車の環境性能割を県が徴収し、町に対して交付金として交付するということから、当分の間でございますが、これまでの自動車取得税同様、県が賦課徴収をし、今回の軽自

自動車税環境性能割については、全額を町に払い込むということになっております。

本町は、交付された後で、その全体の5%を徴収、取り扱い費として県へ交付するという形になっております。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今回の件が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例で行うというのは、県が徴収する、それにつきましては、当分の間ということでございます、よろしくお願いをしたいと思います。結果、今回の一部改正におきまして、この軽自動車税というのが、どのような形で試算されているのか、お尋ねしたいと思います。

余り変わらないということではありますが、その点を一つ、もしわかりましたらお願いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 軽自動車税の見込み額ということでございますが、国の試算によりますと、平成29年度におきます自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税收規模について、約890億円を見込むということで、平成27年度の地方財政計画におきます自動車取得税額が1,096億円と比べますと、約200億円の減収になるというふうにもともと見込んでおりました。約8割になるということの見込みでございます。

今回、2年半の延長をされたということでございまして、この試算結果につきましても、変わる可能性というのが十分ございますが、この国の試算結果の減税割合、こういったものから試算をいたしますと、本町におきます平成27年度の自動車取得税交付金、こちらのほうは、5,452万9,000円でございますので、環境性能割の総額といたしましては、約2割減で4,430万円程度と見込みまして、1,000万円程度の減収となるというふうに見込んでございます。

なお、これまで自動車取得税として県が課税をしてきたということでございまして、こちらには、データのほうがないということでございますので、軽自動車税のみの試算までは、現段階ではできませんので、御了承のほどいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税が、12.3%から9.7%、現在であります。

それが、2年半後には6%というふうの一部国税化による引き下げ、これは、町税收にとっても大きな減収となるわけでありまして、

先ほどの伊與田議員の質問に対して、いろんなセクションベースを積算のベースがあって、算出方法が異なっているわけでありまして、実際の決算を見ないことには、実際の減収というのはわからないわけでありまして、しかしながら、大きな減収となることは事実であります。

そこでお尋ねするわけでありまして、国のほうでは、この標準税率と制限税率ということで、制限税率を括弧書きで表示をしてあります。

その中で、9.7%の場合ですと、制限税率は12.1%になるわけでありまして。これが6%になると、単純にいけば8.4%ということになるわけですが、こうした

市町村が、制限税率いっぱいにしていない市町村が、引き上げを制限税率いっぱいに図ったとして、国として、この制限税率の引き下げということも考えられているのかどうか、その点についてはどうなのかということですが、やはり、これは、自主財源の確保ということからするならば、もういいかげんにこの制限税率いっぱい認められている、税率いっぱい引き上げをしながら、対策をとらなければならない事態になっているのではないかというふうに思うわけであります。

前に、この一部国税化のときの答弁では、地方消費税のほうが、それぞれ市町村にあるわけですから、交付されるわけですから、とんとんになるというようなことも言われてきた経過があるわけですが、今、聞いておきますと、これは、やはり、大都市部においては、いってこいになるかもしれませんけれども、しかしながら、幸田町の規模におきましては、この地方消費税も余り見込めないというようなことも考えられるわけでありまして、幾ら法人事業税の100分の4が交付をされたとしても、今までのように税収アップにはつながらないというふうに思うわけであります。

そうした点で、やはり、制限税率いっぱいの引き上げをすべきではないかというふうに思うわけでありますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、先ほど、伊與田議員に言われました、税収のあるいは減収になる、そのものをできれば表にまとめて、資料として提出していただけたら、質問ももう少し正確にできるかというふうに思うわけでありますので、これを資料として出していただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、制限税率でございますが、議員が言われますように6%に法人町民税の率が下がったときには、8.4%というものを制限税率になっていくということでございます。

今回の改正で、平成31年10月1日以降に開始する事業年度から、この税率が適用されるということで、実際には、平成32年から影響が始まり、平成33年度で全てが9.7%から6%になるというものでございます。

まず、国として制限税率の引き下げは考えていないのかということですが、こちらについてはそういった情報は、今のところは聞いてはおらない状況でございます。

過去の自治省の通達等を見ますと、できるだけ標準税率によって課税することは望ましいというような通達は出されているということございまして、特段、この制限税率で課税すべきというような通達はもちろんございませぬので、そういった引き下げについては、今のところは、聞いていないということでございます。

それから、いろいろ消費税等での補填があるけれども、税収アップにはつながらないのではないかということでございます。

こちらにつきましては、景気に大きく左右されるということでございます。景気がよければ、うちのほうの法人町民税、要するに企業のほうから法人町民税自体が多くなると、多くなれば、このおめしあげされる部分も多くなるということで、影響額が大きくなる。

そうしますと、消費税等で補填をされても、町としては減収となってしまうと、逆に、

今の試算ですと、企業のほうの業績のほうも上がってこないと、なかなかという今見込みをしておりますので、影響額も少なくなってくる。そうすると、消費税の補填のほうが大きくなるということで、逆転現象を起こすこともあり得ます。

ただし、もとの税金が減ってきますので、消費税で補填をされても町の財源としては、大きく減ってくるというものでございます。

あくまでも試算の数字で申し上げます。

平成26年、そのときは、一番幸田町も税収がかなり最高税納税に近いような税収、法人税割が19.5億円もあったときでございますが、このときの試算でいきますと、6%になると10億円ぐらい減収になるというような試算をしております。

ただ、10億円減収になっても、もとの税収が19.5億円というものがありましたので、10億円減収になりましても、まだ10億円近く残るといような試算でございます。

ただ、現在の試算ですと、平成33年の試算が、今、2億3,500万円の法人町民税割の歳入と見込んでいるということでございまして、それに対する法人町民税の減収に関しましては、12.3と比較しますと、2億4,000万円ほどの減収となるということで、もともとは4億8,000万円ぐらいあるところが、2億4,000万円ぐらい減収になってしまうということでございます。

ただ、先ほども説明しましたが、法人事業税の交付金、それから、地方消費税の増加分、こういったものを見込みますと、プラスマイナスでいきますと、3億円ぐらいのプラスになるであろうと、見込んでおりますが、町全体の法人町民税、それから、消費税の追加分、こういったものでいきますと、財源ベースでいきますと、トータルで8億円ぐらい、先ほどの平成26年の19.5億円のベースでいきますと、10億円減収されても10億ぐらいは残るといことですので、もともとの企業業績が上がったほうが、もちろん町の最終的に残る財源は多くなるということでございます。

表にまとめてということでございますが、あくまでも試算結果というものでございまずので、そうなるとは限りませんが、そうした試算結果でよろしければ、また、表として出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 数字が頭の上を飛び交っているものですから、なかなかどうなるかというのは予測がつかない。町のほうとしても、これは、幸田町の税収が法人町民税に大きく左右されることから、なかなか確定といいますか、できないというところが現状かというふうに思うわけでありませう。

しかしながら、いずれにいたしましても、法人町民税の税率が6%になってしまうといことは、これはまぎれもない事実であります。

なおかつ、国のほうでは、地方交付税の交付団体におきましても、トップランナー方式を採用しながら交付税を減らそうという、こういうペナルティーも課しながら、その交付税を出すというような、そういう方式に切りかえをしてきているところでありまして、大きくは国のほうでも、地方財政への関与というのは避けられないというふうなところに来ているのではないかなというふうに思います。

そうした点で、やはり、独自の自主財源確保ということからするならば、やはり、税制制限税率いっぱい認められている税率いっぱいへの引き上げを求めるものであります。

次に、環境性能割の創設ということで、新たな税が課されるわけでありまして、これにつきまして、軽自動車税も種別割ということになるわけですが、そこで、先ほどの伊與田議員への答弁を聞いておきますと、ちょっと理解ができない部分があるわけですが、軽自動車税については、種別割になるけれども、税率アップにはならないけれども、環境性能割、これを創設することによって、これが、取得税にかわるものということで県が徴収をして全額町に支払うという形になるわけでありまして、この環境性能割というのは、どれくらいになるのかということでございますが、軽自動車を買った人について言えば、これは、取得税にかわるものでありますので、増税になるのか、それとも減税になるのか、この点についても合わせてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、法人町民税の関係でございます。国におきましても今回の改正も目的というものにつきましては、地域間、税源の偏在性を是正して財政の格差の縮小を図るということでこの法人町民税を一部国税化して、地方交付税の原資化とするということでございます。

要するに、国の財源不足、それを埋めるために一部国税化して、また、再配分するというところでやっているということでございます。

これまでも本町につきましては、優良な企業を誘致しまして、法人町民税により潤ってきたということでございますので、この本町にとっては大きな痛手ということになるということでございます。

その対策として、制限税率の見直し、引き上げをということでございますが、その標準税率を越えて課税をするということは、納税者に対しまして新たな負担を求めるということになるということで、実施に当たりましては、財政上の必要性について、納税者の理解を十分に得ることが必要になるということで、現時点では、超過税率を採用することは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、軽自動車税でございます。

まず、種別割の関係でございますが、議員が言われるとおり、今回、新たに環境性能割というものが創設されるということで、それと区分をするために、これまでの軽自動車税というものが名称変更になって種別割というふうに変わったということでございますのでよろしくお願ひいたします。

それから、環境性能割、今回の導入によって、増税になるのか、減税になるのかということでございます。車種によって、当然、いろいろ変わってくると、減税になる車種もあれば、増税になる車種もあるというようなこともございます。

軽自動車税だけでそういった数値、試算というのが出されていないと、環境性能割全体、普通自動車等、軽自動車、こういったものを含めたトータルの環境性能割への国の試算というのを出されているわけですが、個々の軽自動車のみでの試算というのを出されていないということでございまして、そちらにおきましては、全体では、町と

しましては減収になるということでございますので、減税になるというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法人町民税の税率につきましては、制限税率に引き上げということとは考えていないよということですが、これは、前に議会で発言をされた不交付団体から交付団体になったほうが良いという発言、これに関連するものなのかどうかお尋ねをしたいと思います。

まず、町としては、交付団体になって交付税をもらってやっていきたいという方針がえなのかと、そういうことでございますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、この環境性能割について言えば、消費者にとっては減税になるというようなことのようにございますが、この環境性能割は申告制度になっているわけですが、この条例を見ると、申告というふうになっておりますけれども、この申告と、それから、町長の減免というのでも出ておりました。

これについて、説明がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、法人町民税の関係からの交付団体になったほうが良いという発言ということでございますが、交付団体になったほうが良いとまでは思っておりません。

もちろん税収がいっぱいあって、財源が豊富にあり、不交付団体であるというほうが使えるお金はたくさんあるということでございますので、もちろん、不交付団体のほうが良いと思っております。

ただ、あえて無理に不交付団体、例えば、借りれる起債もやめて基準財政需要額というものをふやさないで不交付団体になるというふうには思っておりませんので、税収が落ち込んだときには、不交付団体からも交付団体になるということも、当然、やむを得ないだろうと思っております。そうすれば、その交付税もいただけるという部分もございますので、それには、備えていきたいということでございますので、別に、方針を変更したというわけではございません。

昨今、幸田町も厳しい税、今回の法人町民税の減収等もありまして、厳しい状況になってきていると、いつ交付団体に落ちるかわからないというような状況にまでなっているということでございますので、それに備えていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、軽自動車の申告と減免の関係でございます。

今回の改正によります軽自動車税の環境性能割は、当分の間、愛知県が自動車税環境性能割の賦課徴収の例により、賦課徴収を行うということでございまして、県がこれまでの自動車取得税同様、賦課徴収を行うということでございますので、納税者におきましては、愛知県のほうに申告と納付、これを行うということになります。

愛知県が徴収をした軽自動車税の環境性能割に係る徴収金を、県のほうから幸田町に払い込んでいただくという形になります。

また、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務、こちらのほうも、申告と同様に

愛知県のほうを取り行います。

そのため、県下統一の内容にて実施をされまして、今回の条例改正に当たりましては、軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例、または、規則を制定、または、改廃する場合は、あらかじめ知事に協議しなければならないというふうに、地方税法の附則で定められており、平成29年1月30日に協議内容につきましては、県から承認をされておるということでございます。

それから、現行の軽自動車税の減免対象車両、愛知県の自動車税の減免対象車両と同じであるということございまして、結果、現行の軽自動車税の減免対象車両が、今後減免対象車両になるということで、今回は、うたわせていただいていると。

申告も納税も、それから、減免の関係も、全て県が受けるということでございますので、県と各市町村全部統一の内容になっているということでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） あえて不交付団体にどうのこうのではなくて、無理はしないということのようでございますが、しかしながら、例えば、この基準財政需要額の算定方法、そういうのがちゃんとありますよね。これは、人口割、あるいは、学校の規模とか、いろいろあるわけですが、そうしたものが、幸田町としては、今の税収減だけで対象となり得る需要額なのかどうなのか、その辺も見極める必要があるのではないかなと思うわけですが、その点については、どうなのでしょう。

もうそのすれすれラインなののでしょうか。私は、税収が減っても幸田町は交付団体にはならないよというふうに、確か、説明を受けてきた経過があるわけです。

それは、基準財政需要額の算定方法が、もともとの基礎ベースがあるわけですから、その点においては、交付団体になり得る要素がないというようなことを聞いておりましたけれども、それが変わったのであるならばお答えをいただきたいというふうに思います。

次に、今回の軽自動車税の環境性能割につきましては、全て県のほうが行っていくということですが、そうしますと、申告、これは、購入時に購入価格の中に、要するに車を買うときの販売契約の中に含まれながら、それが、自動車会社が申告をしていくということで、消費者が直接申告、あるいは、減免をするという申告減免を申請するという、そういう制度ではないということに理解してよろしいのかどうかお尋ねします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 不交付団体から交付団体ということでございますが、基準財政需要額につきましては、議員が言われましたとおり、人口や面積、それから、学校数、道路だとか、そういったものではじかれてくるというものでございます。

幸田町は、人口のほうも順調に伸びているということでございますので、この需要額につきましては、上がっていくということでございます。

それから、例えば、予防接種、こういったものも定期接種化されるということになると、交付税でそれを見ていくということで、需要額に算入されてくるというようなことで、需要額につきましては、どんどんふえてくるというのが、実際のところでございます。

それに対して、税収のほう、幸田町の場合、伸び悩みをしているということでございますので、少しずつ下がっていくというふうに見ているということでございますが、今後、すぐに、例えば、交付団体になるかどうかというのは、今の段階ではわかりませんが、例えば、平成29年度につきましても、法人町民税が底をつくような形の大幅な減収になるということでございますので、また、財政指標も1.0ぎりぎりになってしまうのではないかと、今、見てはおります。

それから、軽自動車の関係でございますが、これは、購入時に、ディーラー、そういった方たちが申告をされると、実際、私たちもそういった検査協会にいて申告をしたということはしたことはございません。

基本的には、ディーラーのほう、全部登録、それから、申告をされるということでございます。

それに合わせて、申請のほうも全てしていただくということになっておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 消費税の関係につきましては、先ほど、話がありましたが、要は、こうした形の中で、町の税収の増減変動は、具体的にはどういうふうに出てくるのか、まず、その点を。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回のこの法人町民税の関係で、9.7%から6%になるという改正が行われるということでございます。

現時点での見込みでございますが、平成28年度の法人町民税の法人税割が、8億1,300万円ほどを予定しておりますが、平成33年におきましては、法人町民税の法人税割につきましては、2億3,500万円ということで大幅な減収を見込んでおるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、8億1,300万円から2億3,500万円、大幅ですよという、これは、制度が変わってくるという形の中で、じゃあ、あなた方が、国のやることだからしょうがないなというって、じつと我慢の子でいるんかどうなのか。

制度はあっても、制度を生かさなければ、要は、こういう言葉があるのです。制度を生かすも殺すも政治次第ということなのです。

これは、私も申し上げたとおり、制限税率を法人税については、きちんとやりなさいよ。愛知県は極めて制限税率適用の自治体が少ないと、一つか二つぐらい。

しかし、全国的には、もう過半数を超えているということをいけば、それらの自治体が、制度を生かして自治体の財政に寄与させると、大企業の社会的責任をきちんと果たされる。そういう施策をしているわけです。

そういう点からいけば、じゃあ、あなたの言われたように、大幅な減収が見込まれる法人税はと、じゃあ、制度を生かすも殺すも政治次第という形で、法人税率が6%から

8.4%、制限税率が8.4%ですよというときに、じゃあ、見込みとしてどれだけの増収を見込んでおるのかと、目の前にこういうのを使えば、これだけの増収があるのですよというのは、承知の上ですよ。ですから、幾ら増収になるのか、6%から8.4%に適用を変えたときにはどうなのか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 制限税率をもし適用した場合の増収のこととございます。

先ほど説明いたしましたように、平成33年から全てが6%になるということとございますので、平成33年での試算となりますが、増収のほうも、企業のほうの景気のほうも上向いてこないということでの見込みの中とございます。5号法人以上の税率を、制限税率をした場合には、7,300万円の増収。それから、全ての法人を制限税率を適用した場合は、9,400万円の増収ということで、ほとんどパイが小さくなっているということで、大きな増収にはそのときにはならないであろうというふうに見ております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 7,300万円、あるいは、9,400万円が大きいのか小さいのか、そんな尺度はないだろう。増収がどんどん減ってきて、我が町が大変だといったときに、7,300万円、それは、小さいものだと、9,400万円、ちまちますると、そういう発想ですよ。

だから、制度を生かすも殺すも政治次第ということをお願いとおり、制度を生かして、たとえわずかでも法人税の増収を図り、大企業の社会的責任を果たす、そういうあなたの方の政策がない限り、そんなちまちましたことで、重箱の隅をつついたらってわずかなものではないかという発想でおれば、そのしわ寄せはどこに行くか、町民生活への負担です。近隣市町と比較して、使用料だ、下水道集積の使用料が低過ぎると、あなたは上げたじゃないか。

そういう認識と感覚があるならば、全国的に法人税の制限税率いっばいで、金額の多少にかかわらず、制度を生かして、そういうことによって生まれた財源を住民の生活水準を引き上げると、あるいは、住民負担を軽減するために、こういう知恵を出すのがあなたの方の仕事ですよ。

親方日の丸、われは地方公務員なり、われは国家公務員だという人がいるので、国家公務員なんて何ともない、それはいいけれども、そういう中で、要は、どういうふうにするのかということと、もう一つは、さっきの一般質問で町長が言った、じゃあ、幸田町は交付団体になったほうがいいじゃないか、要は、どうやって操作するかと、町長の施政方針でいきますと、今年度負担は、極力抑制をしますよと、しかし、今年度負担、いわゆる起債をすれば、起債の償還に係る公債費も基準財政需要額にカウントされますよね。

基準財政需要額にカウントされる起債の償還と、基準財政収入額にカウントされる法人を含めた増収が下がってくれば、1.0を割り込みますよと。町長自身はそういうことを見込んで、恐らく答弁されただろうなというふうには私は思うわけです。

だから、何もそんなところで、1.0だといってしがみつかなかなくていいのです。

今年度負担、極力、抑制だといって、聞こえがいいけれども、やるべき仕事も何もやらないで、住民負担を強めていくだけで、それが、不交付団体という形の中で、胸を張って言えることかと、制度は生かしてこそ制度が生きるわけなので、私は、制限税率いっぱい、それが、7,000万円であろうと、9,000万円であろうと、そんな大したことはないじゃないかというあなた方の感覚そのものが、財政豊かなまちというぬるま湯にたっぷりつかって、そこから動こうとしない、そのことによって、町民の生活水準や行政水準がどんどん引き下がっても我知らずだよということであれば、やっぱり、地方公務員たること、法の制度を生かしてきちんとやるべきだろうというふうに思うわけです。

要はそうした形の中で、懸念をするのが、町長は片一方で、今年度負担は減らしますよと、抑制しますよと、片一方では、基準財政という形の中で、交付団体というものに対して、一定、町長のスタンスが変わったなというふうに私は思うわけです。

何もそんなところで1.0を死守すると、そういうことではない。国の制度として交付税制度があるならば、それは、うまく活用すべきです。

その活用の視点というのは、先ほど申し上げたとおり、住民の暮らし、命を守る、行政水準を維持、さらに向上していく、そのために、財政出動をする、こういうスタンスがなかったら、いつまでたってもこのことは。

だから、町長も一つのチャンスだなというふうに、私は、あなたの認識が変わったなという受けとめ方をしております。

そういうことも含めて、要は、今のある制度を、きちんと生かして、住民の暮らし、命、そして、まちの行政水準規準を維持向上をさせるということが、私は、大変重要だなというふうに思うわけです。

次に、軽自動車の関係で、これは、一つは、自動車を購入するときには、自動車取得税、車検のときには、自動車重量税、こういうものを支払っていく、そういう中で、自動車の税負担を軽減をするエコカー減税という形の中で、対象範囲を見直しましたよね。今回の条例の中に。

見直した上で、2年間延長しましょうよと、今回の改正でエコカー減税の対象の新車の9割、現在は、法が変わったときに、7割まで絞り込まれてきますよね。

この辺については、まちの税収にどう影響がするのか、ということなのです。

現在、その対象が9割だと、しかし、新しいエコ減税の関係からいったら、対象が9割から7割に絞り込まれてきますよと、絞り込まれてれば、幸田町は、そんなところは、私のところは対象外だよというわけにもいかない。

そこら辺の9割から7割に絞り込まれたことによる影響は具体的にはどういうふうに試算しているのか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、法人町民税の関係でございます。

今年度負担、これにつきましては、当然、減らしていきたいというふうに思っておりますが、議員が言われましたように、起債もカウントされると、ですから、有利なカウ

ントをしていただける起債、同じ起債を借りていくのなら、有利な起債を借りたいというふうに考えております。

通常の五条債を借りるよりも、例えば、減収補填債だとか、そういったものを借りたほうが、これは、交付税カウントしては有利に働くということでございますので、少しでもそういう手立てを打って、税収が大幅に減ったときには、交付団体になるということで、交付税をいただくということも当然視野に入れて、そういったことをやっていくと。

ただ、もちろん、税収をたくさん稼いで、不交付団体のままでいくというのが理想であります。

ただ、そういった形での対応を考えていかないといけないというふうに考えております。

それから、軽自動車の関係でございます。

エコカー減税につきましては、今回の改正というのは、2年半後を見込んだ改正ということでございます。

今、議員が言われた9割から7割というのは、本年度の改正の分ではないかというふうにちょっと思っているのですけれども、今回のエコカー減税、2年半後の改正につきましては、エコカー減税自体がなくなるという改正でございます。

今回の改正におきましては、車種によって今までよりも増税になるもの、それから、減税になるもの、いろいろあります。

平成32年の燃費の基準、こちらのほうのプラス10%、平成32年の燃費基準プラス10%達成というようなものであれば、今までは、0.4%の課税であったというのが、今後は非課税になるということで、明らかに環境性能のいい車は減税になると。

ただ、逆に、今まで、平成27年度の燃費基準、こういったものでクリアしておったエコカー減税の部分というのは、逆に増税になってくるというように見込んでいるということでございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、あなたの答弁の中で、非常に気になるのは、結局、起債の関係をどういうふうにとらえていくのかということなのです。

町長自身は、今年度負担、つまり、起債の抑制をいう、だけでも起債はうまく活用すれば、これは、幸田町にとってもという言い方はいけないけれども、基準財政需要額に算出をされますよ、参入をされますよ、そうしたときに、交付団体ということが、私はあるだろうと、別にその交付団体にいったから転落したという、そんなこと感覚を持たなくても、制度をうまく活用すれば、私はいいだろうと、今は、ひとり立ちしたと、ひとり立ちって、交付団体に交付されるものも自主財源が出たから、てめえら勝手にやれよというのが今のやり方という点から行けば、そこら辺の政策の選択の問題もあるということも含めていくなれば、私はそういうものはどう活用するのか、活用する視点、観点は、住民の生活と暮らし、そして、行政水準、こういうものをどうするのかという問題が一つ、どうしてもあるということと、エコカー減税には、現在の関係については、2年間延長しますよと、今回の改正により、対象が9割から7割に絞り込まれましたと

ということですから、その9割から2割の関係は、どういうふうに影響するのかと。これは、舞台裏でいきますと、当初、地方への関係からいけば、5割にしますよとってきたものが、総務省が、地方のほうは、そんなものどうもならないと、9割で今のままでいけど、いや、5割にするよと言って足して2で割ったら7割になったと、こういうところが決着した内容ですよ。

という点から含めていくなれば、私はそういうことは、ちゃんととらえていく必要があるというふうに思います。

そうした点から含めていくなれば、そういうエコカー減税の見直しで対象車種などがどう変わって税収の減の見込みはどうかということの問題であります。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、起債の抑制の関係です。

起債の抑制、こちらにつきましては、公債費、これを下げていきたいと、要するに財源確保をしていきたい、安定財源として公債費である義務的経費、これを下げて使えるお金をふやしていきたいということでございますので、起債の抑制、こちらについては、当然、行っていきたいと考えております。

ただ、もちろん議員が言われるように、計画的な起債で、なおかつ、交付税の参入率の高い起債、こういったものを行って対応をしていきたいというふうには考えております。

それから、軽自動車の関係でございますが、現在の試算ではありますけれども、エコカー減税が厳しくなるということによりまして、今後、平成29年、それから、30年、こちらにつきましては、今のあくまでも試算でございますが、自動車取得税の交付金の関係で、2,000万円ほど増額になってくる部分があるのではないかとこのふうには、試算はしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まだ、さきだよという話をされるわけですが、要は、こういう話の中で、現実に幸田町に税収減という影響が出てくることは明らかですよ。

じゃあ、そういう軽自動車は軽自動車だと、法人税は法人税だというところではなくて、地方の税収構造として、現実の今回の改正で大きく減収が見込まれる。若干の年次差はあるけれども、タイムラグはあるけれども、そうしたときに、どう知恵を働かせていくのかということ、一つの問題があります。

それは先ほど申し上げたとおり、法人税の超過課税、制限税率いっぱいまで課税すべきだよという問題と、もう一つは、議会の中にもあなた方の感覚の中にも、大変危険な思想がある。

総務部長も言われたように、現在、財調が30億円ありますよ。ただし、そのうちの16億円は、減収補填債ですよ、ということですよ。それは、そのとおりです。

ただ、その受けとめ方として、借金で歳入を膨らませたら、収支で黒字になりました。黒字運営ですよ、黒字経営ですよということが大手を振ってまかり通ったら、財政規律はあらへんわけだ。

町長自身が財政規律だ、予算管理だといいいながら、ちぐはぐなことをやっておるけれ

ども、議会側の対応は、そんなもの借金で収入を膨らませたら、差し引きで黒字になったからいいじゃないかと、あなたが大船に乗っていただけるわけですよ。

そういう点からいきますと、私は、今の制度をうまく活用して、起債も借りなさいよと、起債を借りて、暮らしに役立つ町民が要望する事業を展開しなさいよということなのです。

そういうことについては、からっきし知恵を出さないという点からいくと、やはり、問題があるなということをお指摘しておきます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、制限税率の関係でございますが、確かに、税金のほう伸びていかないということございまして、制限税率で、先ほど、大きな影響がないと言いましたけれども、昔に比べて大きな影響がなくなったというだけでございまして、7,000万円だとか9,000万円というのは、大きな金額であるというふうには考えておりますが、将来に向けての安定財源の確保という意味では、まずは、企業誘致をしていかななくてはならないと、安定財源を確保していかななくてはならない、せっかく企業誘致をしてもめしあげということでやられてしまう部分はございますが、当然、企業誘致をすることによりまして、固定資産税だとか、償却資産税、こういったものが、当然、町には入ってまいります。こういったものも大きな財源になってくると、特に、安定財源として入ってくるということになりますので、まず、この企業誘致、こちらのほうを行っていききたいと、その企業誘致の足を引っ張るというようなこともしたくないということでございまして、まず、最優先は企業誘致であろうかと考えておるところでございます。

それから、30億円の基金ということで、収支は黒字だということでございますが、あくまでも将来に備えるために、30億円の基金を積みさせていただいたということでございます。

平成29年度も法人町民税法人割は、1億6,500万円ということで、本当に、今は、一番下まで落ちているような状況、これが、いつまた次も来るかわからないというような状況にある中で、将来に備えるために、30億円の基金を起債を16億円も借りて積みさせていただいたということで、結果、黒字ということでございますが、実際は、かなり厳しい状況であるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時11分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第5号議案の質疑を行います。

1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 第5号議案は、幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでありまして、この改正理由といたしまして、指定管理者制度を導入することに伴い必要があるということではありますが、この指定管理者制度は、平成15年に地方自治法が改正されまして導入された制度で、幸田町におきましては平成17年9月に手続条例が制定されております。

それ以来、10年の間、町の直轄で運営をされてきたわけでありましたが、今回、この指定管理者制度の導入の理由ということではありますが、この指定管理者制度のメリットは、一般的には、公共サービスの向上と行政コストの節減ということが、主なものだというふうに言われております。

しかし、施設につきましては、企業努力によって、利益の増加や増収が期待される施設ではないのではないかと、反面、いろんな方々の個人情報流出の管理、この徹底が本当になされるのかという不安は、デメリットになってまいります。

このようなことを考えますと、今回のこの改正の理由、これは、何か今の運営における不都合が生じたのか、あるいは、新たなメリットが発生してまいったのか、どのような理由であるか、お尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、提案させていただいております地域活動支援センターの指定管理のメリットの理由ということでございます。

今回、指定管理者制度を導入するというところでございますけれども、その理由といたしましては、多様化する障害に対し、より専門的な支援を行うというサービスの充実を図ることといたしております。

また、障害者福祉サービス提供事業所として指定を受け、事業を実施することで、国、県及び利用者の所在地であります市町村からの自立支援給付金等の給付を受けることで、継続安定したサービスの提供を図ることができる、こういうような内容で、費用、経営面でのメリットがあるということを、関係する団体の方たちも説明をしましてまいったところでございます。

もちろん、現事業において不都合とか、職員のスキルが問題があるというわけではございません。

平成25年に自立支援法から、障害者総合支援法にかわりましてことで、障害者の方々に対するサービスの内容で充実の拡大が図られ、地域で指定サービス事業者等が拡大をしてきておりまして、本町でも生活介護ですとか、就労支援、通所給付等、主要な給付事業におきましては、その給付が、平成25年から平成26年には、26%増額し、平成26年から平成27年にかけて19%増加すると、このような現状できているわけでございます。

その中で、経営面、現在の事業面でございますけれども、平成25年から平成27年にかけて、施設改修を含めまして、3名の正規職員の賃金を除きますと、ほぼ、毎年、この地域活動支援センターにつきましては、3,500万円程度の経費で運営してきたというところでございます。

障害者地域支援制度が、10%から20%伸びてきている中で、運営費がほとんど横

ばいということになりますと、旧態が変わらないサービスの提供があるのではないかと  
いうふうに懸念されるところでもございます。

その中で、専門的な事業者による障害者サービス施設の拠点として、新しくこのセン  
ターを稼働させていただきたいと、こういうこともございまして、踏み切ったというこ  
とでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 旧態変わらずということが、この民間委託、指定管理者制度の導入  
によって解消されるように、一つ仕組んでいただきたいということを思うわけでありま  
す。

その団体であります。町内には、そういう委託できそうな団体がないというふうに  
聞いております。

指定管理者制度が制定されてから、随分、経過をいたしておるわけですが、そ  
の間に、この幸田町内で、そういった社会福祉法人を育成するということが必要ではな  
かったかというふうに思うわけですが、それを、今、言っても仕方ないかなとい  
うふうに思います。

町が、そういった団体が、どれくらいあるのか、また、その公募の範囲については、  
どのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 指定管理者制度が町で導入された平成17年当時でござい  
ますけれども、この施設におきましても、町民会館と同様に指定管理に向けて検討はさ  
せていただきました。

ところが、当時はサービス事業所も町内に十分なかったということで、この施設で専  
ら、この障害者の方たちのサービスを提供させておって、それが、また、ちょうど充足  
されておったという状況がございましたので、今までそのままできたということござ  
います。

この自立支援法の改正によりまして、平成25年以降、特に、サービスが事業所の立  
ち上げ、それから、サービス提供の拡充が図られたということで、今回、特に、指定管  
理という形で検討させていただいているわけでございます。

社会福祉法人の育成という点でございますけれども、先ほど言いました平成25年か  
らの制度の改正ということもございましたし、指定管理者を含めて障害者に特化した社  
会福祉法人という育成につきましては、正直言いまして、念頭になかったということ  
でございます。

とはいいまして、指定管理者には公正の立場で公募するものでありますので、特定  
事業者には絞らず、公募を実施する予定でございます。

公募事業者の区域としましては、地域といたしましては、隣接市とする方法で、現在、  
検討中でございます。

詳細は、新年度に入りましてから公表いたす予定でございますので、公募要領で明ら  
かにしていきたいと思っておりますけれども、現在のところの範囲で考えますと、岡崎  
圏内では一つの社会福祉法人があると、それから、豊田、蒲郡を含めて全体の4つぐら

いの社会福祉法人が、障害に関するサービスの提供をしているというのが実態でございます。

そういうことでありますと、近隣の市、または、広げても西三河という範囲で検討するというところでございますので、公募については、十分実施ができるのではないかと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 一応、委託できそうな業者は4社ぐらいあるということですが、公募してみないと、この公募に参加していただけるかどうか、まだ、未定だということの状況であります。

ぜひ、多くの団体の方が、要望していただきたいなというふうに思うわけですが、その優秀な方が、応募していただいたとして、この団体の方が、いろいろと初めての参入ということになりますので、今まで利用されてきた方たちに対して、新たな信頼関係をつくりながら事業を進めていかないとまくいかなない施設であると思います。

今までの職員の方たちの関係もあると思いますが、この民間が雇う職員の方たちに対して、町は、どのような関与をしていけるのか、いこうとされているのかをお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在、地域包括支援センターで行っている業務につきましては、法令を遵守等ということで行っていただくということで、指定管理者に引き続き実施をしてもらおうよう、業務仕様書、基本協定書に明記をしまいたいと、このように思っております。

指定管理者制度として、町が委託事業を行うわけでございますので、その関与といたしましては、受託者として受託事業所の監査、指導を行って、きめ細やかな関与を進めていきたいと思っております。

これにつきましては、当然、その所で働く職員の内容も含まれるということでございます。

なお、条例では、毎年、事業報告書を提出することになっておりますので、そういう意味では、毎年、このような報告を受けながら、事業の進行については、監視をしていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この条例でうたっていることは、当然、やっていただくわけですが、やはり、条例以外に、いろいろとこの臨機応変な対応、これが必要になってくるのではないかとこのように思われます。

町側としましても、この指導体制をしっかりとっていただいて、この行政に対するきめ細やかな関与、今、おっしゃっていただきましたが、そのような体制がとれるように、お願いをしたいと思います。

現在の職員体制は、どのようになっていますか、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 事業所の指導体制と言いますか、これにつきましては、今

の段階ですと、少し職員不足ということも感じているわけではありますが、制度をスタートした段階では、きちんと監視ができるような体制も考えていきたいと、このように思っております。

現在、センターで行っております職員の体制でございますけれども、所長が1名おります。これは、正規の職員でございます。あと、つどいの家、デイサービス、それから障害者団体の育成ということで、4名の職員が関与してございます。

これは、所長が兼務で処理、それから、非常勤で看護師が1人、介護士が2人、ヘルパーが1人、4人プラス兼務で所長が当たっていると、こういうことでございます。

それから、つどいの作業所のほうでございますけれども、9名の職員が当たっているということになります。

これは、嘱託になりますけれども、教員資格を持っている嘱託が1人、ヘルパーが2人、非常勤の保育士が1人、ヘルパーが3人ということございまして、あと、町の正規の職員が2人おりますので、全体では11人ということになりますけれども、このような形でつどい作業所のほうを事業を実施していると、このようでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 正規の職員の方は、この施設に必要ななくなれば、本町のほうに戻ってくるというポストはあると思いますが、ここに嘱託なり、いろんな非常勤でヘルパーとかいう方たちについて、この指定管理者制度、条例が改正されますと、今の勤務されている職員の方は、非常に不安になる。どういうふうな自分の身の振り方なりを、どうなっていくかということについて、いろいろ悩まれるのではないかというふうに思います。

こういった職員の方たちに対する不安を解消するための努力、これも必要ではないかというふうに思いますが、これについては、どのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 済みません。

先ほど、ちょっと数字を間違えました。

つどい作業所につきましては、非常勤嘱託で7名、正規の職員が2人でございますので、9名が集い作業所におりまして、全体で14名の正規の職員、それから、非常勤で当たらせていただいているということになりますので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それから、現在、勤務している職員の処遇ということでございます。

移行後の処遇ということでございますけれども、職員の処遇というような立場というよりも、利用者様方のことを考えますと、受け入れ時の大幅な変更というのが不安や情緒不安定というような状況を起こしかねないというふうに考えておりますので、円滑に事業を移行するためにも、指定管理者導入初期には、正規の職員は除きますけれども、現在、従事しております嘱託非常勤職員の雇用を優先していただくように考えていきたいと、このように思っております。

委託契約書の業務仕様書に現在の職員、非常勤の継続雇用を意向を確認後、引き続き、

就労を希望する方は、積極的な継続を雇用することというような特記事項を加えていきたいとこのように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ぜひ、そういった体制で、今、働いてみえる方たちが安心して、また、働けるように取り図らっていただきたいというふうに思います。

それから、この条例は、来年の4月1日施行というふうにされておりますが、これから、1年間、随分とその間に指定管理者制度に移行するための作業、これは、随分とたくさん作業があるだろうというふうに思います。

この年度末で人員体制も変わってくると思いますが、スムーズな執行ができるように考えて、スケジュールなど立ててみえるのではないかと思います、その辺はどうなっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 利用者さんの使いやすい施設、それから、職員も安心して働けるというような施設に向けて、指定管理のほうは動かしていきたいと、このように思っているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、利用者の家族の方たちの説明については、数回行ってございまして、3月にも最終的にはもう一度やりたいと、このように思っております。

あと、指定管理に向けましては、仕様書の作成は、4月に入りまして、4、5、6ぐらいにかけてつくっていきまして、管理者の実際の公募でございますが、6月から7月にかけて公募を実施したいとこのように考えております。

その間、公募された方には、事業の説明を受けるというような形の機会も設けていきたいとこのように思っております。

9月ごろには、公募いただいた業者の選定会議をいたしまして、ここで、1社、選定をしていきたいと、このように思っております。

指定管理でございますので、議会の御承認をいただくことが必要になってまいります。これは、12月議会ぐらいに御承認いただければというふうに考えておるわけでございます。

ここで御承認をいただいた後は、正式に事業者との契約等を結びまして、4月に向けて事業者のほうで準備をしていただくと、このような形で現在考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ある程度の予定ができていくということでもあります。

ぜひ、スムーズな移行に向けての事務作業が進むように、私もお願いをするところですが、その改正の、今回の改正の意図とするところが、十分に成果として得られるような計画執行をお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、指定管理者の導入をしたいということで、提案をされたわけですが、この障害者地域活動支援センター、これは、もともとは、老人福祉センターで行っていたつどい作業所、それから移りまして、いろんな編成をしながら、今の体制になってきているわけでありまして。

また、入る施設がないということで、つどい作業所も増設をされてきたということで進んでいたわけですが、この提案理由におきましては、専門的な支援、これを行っていくために、より効果的な支援ができるようにするために、指定管理者制度を導入したいということでございますけれども、より専門的な支援ということでお聞きをするわけですが、現在の体制では、できないということで指定管理を導入するわけでございますけれども、町としては、どのような施設、あるいは、運営をしていきたいという思いがあるのか、まず、それをお聞きをしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） こちらのほうの地域活動支援センターにおきましては、議員のほうがおっしゃっていただきましたように、老人福祉センターのほうでスタートいたしまして、最初は、授産所という形でスタートして、つどい作業所ですとか、編成を得て、現在に至ったわけでございます。

その点で、長い間、事業を進んできた上で、特別、現在の職員が、サービスの提供ができないと、こういう判断ではないわけでございます。

ただ、今の総合支援事業の中で、指定事業所になりますと、その制度の中で必ず職員を、こういう職員を配置しなければいけない、何人に対してどれだけ配置をしなければいけないという基準がきちんとしてまいりますので、そういう意味で、現在、町が実施しているのは、あくまでも単独事業として、町の中の基準という形の中でやらせていただいていることでございますので、そういう意味では、きちんとした基準、これは、法律に基づくものでございますので、ほかのサービスと比べたときも同じようなサービスができる、他のサービス事業所、そういう意味で、効果的な支援ができるというふうにならしているわけでございます。

現在の職員配置といたしましては、生活介護ということになりますと、定員20名ほどを考えておりまして、職員については、5人に1人ということになりますので、4名の職員が必要であるかというふうに思っております。

それから、就労継続Bというのを実施を予定しておりますので、これは、定員30名というふうにいたしますと、配置基準ですと7.5人に1人の職員が必要ということになりますので、4名の職員を配置すると。それぞれ配置の職員についてはあるかと思っておりますけれども、こういう基準で設けまして、一定の基準を持ちましてサービスの提供を差し上げるというような形で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 総合支援事業に変わってから、いろんな形態が行われるようになり、また、利用者負担というものも強められてきたわけでございますけれども、その体制づくりのためにやっていきたいということのようでございますが、今、行っているの

が、デイサービスや、あるいは、作業所における就労というものでございますが、ただ、本来、障害者の方たち、いわゆる手をつなぐ親の会の人たちの願いとしましては、親なき後、どうするかということが一番の願いではないかなと思うのですが、これが、指定管理になると、そのような体制というものも考えられるのかどうなのか、この点についてはいかがなのでしょう、お聞きをしたいと思います。

また、わざわざ指定管理にしなくても、現在の状況が続けながら、そういう施設を誘致をしていくということが実際にできるならば、本来の町の単独で行える事業としてやっつけていけるのかどうなのか、その点についても合わせてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 通所利用されてみえる方たちの御父兄の方たちの特に親御さん等との意見交換等もしております、その中で、やはり、将来に向けての心配というのが、当然、あるわけでございます。

ただ、この施設で将来までということになりますと、なかなか親御さんが亡くなられたときの対応とか、そういうことまではなかなかできないということでございますので、それにつきましては、相談業務の中で、お答えしていくということになるかと思っております。

ただ、この施設を利用させていただくことで、特に、就労関係ですと、ここで就労の準備をしていただいて、将来的には、おひとり立ちをして社会の中で暮らしていく、これが、一番の目的でございますので、そういう意味での事業のサービスをしていただければ、入所者の方についての将来の生活という点では、何らかの役に立つのではないかと、このように思っているわけでございます。

それから、指定管理に変えるのではなくて、新しいサービス事業所を誘致をして、現在の地域活動支援センターについては、残したらどうかと、町営でやったらどうかということでございます。

いろいろ検討の課題の中にはありますけれども、やはり、一つの大きな施設をつくるとなると、大変、費用の面でもかかりますので、その点では、なかなかサービス事業者として手を出すのが難しい、町が建てるということになりますと、これもまた、必要な費用がかかるということでもありますので、現在の施設を有効に使うという意味で、指定管理に切りかえていきたいとこのように思っております。

指定管理に切りかえたことで、先ほども御説明をいたしましたけれども、収入面で、国、県、自治体からの給付費という形で給付がされますので、引き続き安定してサービスが提供できる、これを、一つの大きな経済的なメリットとして導入をさせていただきたいとこのように思っているわけでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この指定管理者への指定にしていくと、生活介護と就労B型ということでもありますけれども、定員が先ほど言われましたのは、生活介護が20人、就労が30人ということで、50人規模の施設に変えていくということでもありますよね。

そうしますと、現在、町が行っている、あるいは、利用されている方たちは、実際、何名なのかということでございます。

毎日、通ってくる人たちもいらっしゃいますし、週に1日、あるいは、2日、また、

リハビリ等でも毎日ではないわけでありますので、そうした点で、指定管理者制度に移行した場合に、利用できない人たちが出てくるのではなかろうかという懸念も出てくるわけでありますが、そうした点では、比較をするといかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在の利用状況でございます。

これにつきましては、11月の協議会のほうでもお示しした数字で申しわけございませんが、障害者デイサービスのほうでいきますと、一般の利用者の方が、25名、それから、重度の方が3名ということで、28名の方が利用されているということになります。

それから、つどい作業所におきましては、生活支援が12名、作業支援が29名という形で、41名の方ということになります。

これが、制度が移行した場合でございますが、地域活動支援センターのほう、デイサービスの一般のほうに入ってくるわけでございますけれども、定員があるわけではございませんけれども、25名の利用という形になります。

それから、先ほどの現在のデイサービスも25名ということですから、このまま移行できるというふうに考えております。

それから、生活介護のほうでございますが、現在、デイサービスのほうで3名の重度の方、それから、つどい作業所で生活支援の方が12名、15名でございます。この生活介護、先ほど言いましたように、20名の定員をもっておりますので、十分、吸収できるのではないかと考えております。

それから、つどい作業所における作業支援でございますが、29名ということで、現在でございます。これを移行した場合、30名で定員をもっておりますので、そういう意味では、現在、御利用の方の人数は、新しい指定管理に移動したとしても、吸収できると、このように考えております。

あと、地域活動支援センター、そのものでございますけれども、これにつきましては、障害者等の関係団体の育成ということで利用して、現在もいただいております。

これは、同じく移行してまいりますので、これについても変わらずという形でありますので、利用者の方については、利用できないということはないのではないかと、今の段階では思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 定員が50名という中で吸収できるということでの説明でありますけれども、今まで、高校を卒業していくところがないと、養護学校を卒業していくところがないという人たちが、本当に困って、それで増築をしてきた経過もあるわけですが、現在の状況で、今の利用者の実態で移行しても吸収できるということではありますが、実際、これからの新たな利用者、新たな利用者を、本当に吸収できるかということも考えていかなければならないというふうに思うのですが、そうした点で、これがもう定員いっぱいでは利用できませんよとなったら、これは、何ともしようがないと思うわけです。

ですから、そういう点で言えば、施設の増設ということも、やっぱり、また、新たな

課題となってくるわけでありますが、その点については、そうした例えば、この施設は60歳までですよね。60歳までですと、その後のいき場がないとか、いろいろ出てくるわけでありますが、そうした対象者の推移、これも検討されたのかどうなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほどの足立議員の御質問の中でもお答えをしたのですが、支援事業のほうが、この間、10%、20%という形で増加しているという現状であります。

これは、幸田の方たちの障害をお持ちの方たちが、このつどい以外のサービスも利用されているというのが現状で、サービスがふえているということでございます。

そういう意味では、地域活動支援センターで、その方たちを、幸田町の方を全て受け入れるというのは、現実、無理でございます。

そういう面では、今後、いろいろなサービスが各地で展開される中、そちらのほうに新しい方については、そちらのほうを利用していただくことも選択の一つだと、このように考えております。

そういう面では、現状の基準の中で、受け入れをしていくと、このように考えておりますので、今の段階で増設をして多くの方を受け入れるという体制をつくるということについては、検討をしていなかったところでございます。

ただ、受け入れの年齢制限とか、いろんなこともございますので、その点については、どういうふうにしていくかということについては、将来的な大きな枠としては考えているわけですが、個々に分析しているわけではございません。いずれにしても、先ほど言ったように、就労型を使うことによって、将来、自立をされて卒業されていく、また、新しい方がそこに入ってくる、このようなサイクルの中でこの事業を運営していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 就労支援で卒業して、ほかの会社、あるいは、ほかのところでの仕事が見つかって自立ができるよということになれば、これはこれでいいわけですが、しかしながら、この就労Bというのは、幸田町のほかにも豊坂にもございますし、深溝方面にもあるわけでございますので、そうした点で言えば、吸収できる体制というのはあるかもしれませんが、けれども、やはり、なかなか社会に出てひとり立ちするというのは、なかなか難しいというのが現実であります。

そうしたときに、やはり、今のこの施設をそのまま直営としながら、支援をしながら、さらに、親なき後の施設ということで、誘致をしながら支援をしていく、この体制づくりのほうはまだ効果的な支援体制になるのではないかというふうに、私は思うのです。

この指定管理者制度は、もともと制度自体が行政コストの削減というのを、主な主目的にしているわけでありまして、先ほど、国や県の補助、あるいは、町のほうも給付でできるよというこの答弁から、ちょっと分析をすれば、町費負担を減らしたいと、そのためにも指定管理にしたほうが、より町費を減らせるのではないかというのが、根底にあるのかというふうに疑ってしまうわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 利用者の方が安心して親御さんが亡くなられた後も、この施設でというのがよい方向かもしれませんけれども、そうなりますと、この施設では、そこまで受け入れられる体制ではございませんので、違うサービス、例えば、グループホームですとか、そういう新たな施設も、今後、考えていかなければいけないと思っております。

その点では、この指定管理者につきましては、現状のサービス、同等のものについては、必ずやっていただくこととなりますけれども、将来的に向けても事業展開をしていただくような形で、そういう意欲のある事業所を選んでいきたいと思っておりますので、地域活動支援センターのほうで最後までというのですか、見れるというのは、なかなか難しいということですので、いろんなサービスを使っていただいて、暮らしていただくように、いろんなサービスを選択してもらおうというのが、これからのあり方ではないかと、このように思っております。

あと、指定管理にする目的が町の財政の負担を軽減するという点にあるのではないかとこのことをございます。

正直言います、それも一つあります。ただ、それだけが目的ではございません。

先ほど言いましたように、経費は、下がりますけれども、運営費全体としては、もう少し、今、町が実施しているよりも大きな額で運営できるということになりますから、そういう面で、先ほど言いました専門性の確保ということで、専門職を十分に配置できるとそういう財政的な利点があります。

町営にしますと、そういう国や県の費用が入りませんので、おのずと限界があるという点では、この指定管理をして、指定事業所、サービス事業所になっていただいて、いろんなところから公費を吸収をして、よりよいサービスを展開していただくというのが、今回の大きな目的でございますので、そのように御理解をいただければと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の施設で、グループホーム的なものを運営せよというのは、これは無理な話であります。

指定管理にしても、今の事業展開をそのまま専門的な体制でできると言われたけれども、中身は同じような内容をそのまま指定管理者に引き継がせるというような内容ならば、直営でもいいのではないかとこのことを言いたいわけでありまして。

なおかつ、専門的な、やっぱり、さらに上をいく専門的なものは、誘致をしながら体制づくりを図っていくという、そういう取り組みはできないのかと。

ただ単に、国費、県費の補助を受けながら、町費負担を減らしていくことが目的のようにしか何か取れないと、説明を聞いていても、そのようにしか取れないということから質問したわけでありまして、そうした点で言えば、指定管理にしてより専門的に、また、より親の願い、あるいは、利用する人たちの願いが反映できる施設に拡大が、拡充ができるのかということならば、これはこれで納得もできる、一つの方法に選択肢になるのかなとは思いますが、今までの説明を聞いていても何ら余り変わりがないようなほうに思えるわけで、ただ、町費負担が財政負担が減るよというようなことにしか受

け取れないということは、ちょっと問題なのかなと、より具体的にどうかわるのかという説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 再度でございますが、経費削減だけが目的ではございません。あくまでもサービスの充実というところを最大の理由としてございます。

先ほど言いましたように、就労支援Bという形でありますけれども、とか、生活介護というのは、定められた基準のもとで事業所として運営をします。

国や県の補助ではなくて、これは、あくまでも事業に対する給付費として給付されるものでございますので、そういう意味では、それを受けて定められた、決まったよりよいサービスを提供するというのが、この事業所に課せられる義務になってまいります。

そういう意味では、内容が濃くなるということでございます。

ただ、現状のままでもいいじゃないかという意見もあるわけでございますけれども、現在、職員としても正規職員を3名派遣しております。1名はもちろん資格を持っているわけでございますが、あとの職員はうちでいう事務職でございますので、そういう意味での配置も含めて、新しい事業所できちんとした職員をそこに配置してもらおうということも大きな前進ではないかと思っております。

将来に向けてのいろんな形でのサービスで安心してもらおうというのは、もちろんでございます。そういう意味では、いろんなサービス提供をしながら、相談もございまして乗っていただき、進めていく、障害福祉の方の拠点としてここを私どもは位置づけていきたいと思っております。

ただ、サービスの内容の拡充という点でいきますと、今の施設だと限界のあるのも承知でございます。

それにつきましては、指定されました事業所と十分調整を図りながら、サービスをどのようなサービスが拡大できるのか、どういう方法がいいのかということも含めまして、現状は生活介護と就労支援のBと本来の地域活動支援センターの運営と、大きく柱3つをお願いしていくつもりでありますけれども、さらにサービスの充実に向けては、指定事業者と十分協議をしながら進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、ここでは、相談事業も行っておりますよね。ですから、それを抜かすということですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 少し予算に絡んでしまうかもしれませんが、現在、相談支援センターとして相談業務を行っておりますけれども、これを平成29年度は基幹型に切りかえまして、基幹相談支援センターとして内容の充実を図っていききたいということで、新年度予算のほうに計上させていただいたところでございます。

ただ、相談センターをもう一つつくりまして、基幹と一般の相談と2つの相談センターを町内に設置をして、障害者の方たちの相談には、十分乗っていききたいと、このように考えておりますので、ちょっとどのような形で基幹相談支援センターをあの中に残す

かという点については、まだ、ちょっと十分、詳細については詰めておりませんが、基本、指定管理者には、今、言った3つのサービスを展開しながら、その中で相談基幹センターを設けていくと、このような形で、これは、指定する事業所ではないことか、その辺はこれは別ですけれども、別の事業として中に残していくと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時55分

---

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回の第5号議案でございますが、地域の在宅の障害者がレクリエーションや生産活動に通っている施設でございます。

センター内には、従来の福祉授産所だとか、また、つどい作業所等もございます。

隣には温室も、前回から設置をされているわけでございますが、単純な質問でございますが、今回の指定管理の対象施設というのは、温室を含めた全施設ということで考えていいのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 現在、地域活動支援センター内の施設として管理しておりますのは、今、おっしゃっていただきました、つどいの家、これは、2階建ての本体でございますけれども、それからつどい作業所、新しく建てたところでございます。

それと温室という形で、あと、倉庫のようなものも敷地内にはございますけれども、それを管理していただいています。

今回、指定管理になった場合につきましては、敷地の中のもの全てについて管理を委託するという形で考えておりますので、温室も含めてということになります。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 温室は、新しい施設でございますが、ここも本当に通所してみえる利用者さんが、本当に年間を通して、また、地域の方たちのお力添えも添えて、すばらしい苗をつくっていただくって、それを販売して、資金にしているという、大切な温室でございますので、その辺も従来と変わらず、サービスがしていただけるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、次に、利用者の人数をお聞きをするわけでございますが、先ほど、午前中のほうでお伺いをいたしました障害者のデイサービスが25名、重度の方が3名で28名、それから、作業所のほうで生活支援が12名で、作業のほうの支援が29名、41名ということで、これは、間違いはないかということ、再度、お聞かせを願いたいと思います。

それから、今回の指定管理者制度導入に当たってのメリット、デメリットについて、お伺いをするわけですが、午前中の答弁で、メリットのことは多々言われました。

しかし、私はこの指定管理の導入に当たっては、デメリットも何ら出てくるのではないかなというふうに思うわけですが、当局として、例えば、心配なところ、デメリットというのは、何かお考えかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 利用者の数につきましては、11月の協議会で出した数字を先ほど申し上げましたので、先ほどの数字について変わりはありません。

ただ、中のデイサービスの利用の種類はいろいろございまして、これについての御質問かなと思って実は用意をしておりましたので、それについて、御報告だけしておきたいと思いますが、入浴デイサービスでございまして、入浴サービスにつきましては、27人で、平成27年度の年間の利用者でございます。

それから、機能訓練につきましては、106名の方、それから、書道、生け花の趣味的なものでございまして、138名の方、あと、卓球とかグラウンドゴルフ、スポーツ系でございまして、422名の方、あと、カラオケが366名、重度身体障害者の方のデイサービスでございまして、254、これは、年間の延べ利用人数ということになります。

重複するところがありますので、先に報告させていただいたのと、ちょっと異なりますけれども、年間の延べ人数ということで御報告をさせていただきたいと思います。

それから、デメリットということでございまして、私の考えているのは、まず、今回、事業所がサービス事業所になりますと、これは、幸田町だけの事業所ではなくて、広域事業所になりますので、利用される方が岡崎ですとか、その事業所はどの区域を指定するかによって異なっていきますけれども、例えば、岡崎ですとか、西尾ですとかいう方の利用も可能になってまいりますので、利用される方が、今までのとおり、全て幸田町の方ということではなくなるという点で、少し御心配になられる方がみえるのではないかなというふうに思っております。

もう一つのデメリットとしては、サービス事業所になりますと、利用者負担というのが発生いたします。

これは、サービス事業として法で定められた負担になりますけれども、ただ、これにつきましては、所得によって金額が異なってまいります。

特に、現在利用されている障害者の方については、御本人の所得がないというのが大半の方でございまして、そういう方については、利用料は減免というか、ゼロということでございまして、その点で、今後、利用されとしても、この点については、御本人たちの負担というのは発生をしないのではないかと、このように考えているところで、その辺の2つの利用の方が幸田だけではないという点で、利用者負担が場合によっては出る可能性があるということで、その辺が2つがデメリットになるのかなというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ありがとうございます。

入浴とか機能訓練だとか、レクリエーション、書道なんかも、かなりの利用者さんの回数、年間に行われているということでございます。これらのサービスを持続できるような、そういう体制をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今、デメリットについてお伺いをいたしました。

やはり、広域の事務所になるということは、今までは、本当に町の中で顔の見える、どこの誰かというのを見れるような利用者、また、こちらの対応、サービスができていたのかなというふうに思うわけですが、その辺については、ちょっと今後とも、その辺については、指定管理の制度にあった相手方とは、十分にお話し合いをしていただきたいと思いますというふうに思うわけでございます。

それから、本人負担も場合によってはあるかというふうに思いますが、この辺についても、きちんとそれぞれの個々によって違うわけでございますので、今後の形になるかなというふうに思います。

それから、メリットですが、先ほどから何度も言われておりましたように、専門的なサービスがあるということでございます。基準に合った、法の基準にあった専門的な職責のもった、そういった人たちが当たらなければならないということも、今回から出てくるのかなというふうに思うわけでございます。

今、本当に、今の現状の中では、障害者の方たちが、一番よく言われるのは、やはり、ショートステイがないということが、これが、一番大きな問題だということを、私も聞いているところでございます。

本当にこういう移行のときというのは、まず、肝心なことというのは、利用者さんのサービスが低下しないような移行であっていただきたい、また、今までのサービス以上のサービスを受けていただきたいということが、思うわけですが、その辺の確保について、今まで以上のサービス、低下しないようなサービスが受けられるかどうかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、午前中にもございました利用者さんとの将来についての話し合いを、今まで設けてきたということもお聞かせを願ったわけですが、その親御さん等の将来に向けての声というのが、いろんな声があったかというふうに思いますが、主なものがありましたら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） メリットについて、先ほど来から御説明を差し上げております。

そのメリットが十分果たせるような指定管理という形で、進めていきたいと思っております。

これは、やはり、専門的などということで、サービスの向上が、最大の目的でございますので、そのような指定業者を選んでいきたいと思っております。

特に、顔の見えるという点でいきますと、なかなか表にあらわれるサービスではございませんけれども、その辺を確保するという意味で、当初、現在の非常勤嘱託の職員をただ雇用していただいて、スタート時には、また、かわるのではないというような

安心感を利用者の方にもっていただきたいというの、指定の中の特約事項の中に入れていきたいと、このように考えているところでございます。

また、サービスの充実ということで、ショートステイという、そのお声をいただきましたけれども、当初、指定の際に、やはり、それは、欠かせないサービスだというふう考えております。

ただ、現在の施設の中で、このショートステイをやることになると、非常に設備的に大きな金額がかかるというのが、判明したものですから、当初の指定管理の中には、このショートステイというのが入れられなかったということでございます。

ただ、これは、やはり、必要なものでございますので、今後、どういう形で作っていくかということについては、指定業者と十分に調整を図っていきたいというのと、社会福祉法人を指定事業者に限るという点でいきますと、現在、この地域でやってみえる社会福祉法人さんでありますと、特に、そういう施設をもった社会福祉法人さん、もちろん、幸田町の中にはございませんけれども、近隣であれば、そういうところも連携をして使えるようになるということも可能でございますので、そういう意味で、このようなサービスの充実も図られるのではないかと、このように思っているわけでございます。

将来に向けての親御さんたちのお声でございますけれども、やはり、先ほども御質問いただきましたけれども、親御さん、御自分が先に逝かれるということを考えますと、お子さんたちの将来というのは、一番大きなところでございまして、その中で、成年後見人ですとか、そういうようなお声は多くて、それも含めまして、今回、予算の中では成年後見センターの設立というの社会福祉協議会の中でございますけれども、委託をするというような形で予算組をさせていただいていきましたので、そういう意味では、指定管理と、それから、成年後見センター、社会福祉法人による受託による連携したサービスの拡大、そういうことも含めまして、今回は進めさせていただきたいという気持ちでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、やはり、利用者さんたちの親御さんたちのお声が反映できるような、そういう進め方をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、施設の事業の内容からすると、指定管理者候補というの、やはり、絞られてくるのかなというふうには思います。

具体的な候補があればお聞かせを願いたいわけですが、午前中でも言われておりましたなるべく近隣のところから、社会福祉法人をやっているところ、また、今、言われましたように、例えば、ショートステイができるような、そういう施設を持った法人を選んでいきたいということも言われましたので、ぜひとも、その辺のことで手を挙げてくださるかどうかわかりませんが、しっかりとした公募をしていただいて、要するに町として、また、利用者として、これだけつくっていただきたいと思います、やっていただきたいと思いますということを明確にした上での指定管理者候補を選んでいただきたいと思いますというふうに思うわけでございますが、再度、もしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 来年度に入りまして公募を開始する関係で、特定な業者というのは、ちょっとこの場では言えませんが、少なくとも、今、町の中の障害者の福祉事業に関与していただいている事業所でございますので、そこはぜひとも参入していただきたいと思っております。

それから、先ほど言いましたように、岡崎、幸田だけではなくて、少し広い範囲でそういう事業所が入っていただければと思っておりますので、一つに絞っているわけではございませんけれども、社会福祉法人として成り立つようなところを、近隣で手を挙げていただきたいというのが、現在の気持ちでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 特定のことは言えないということでございますので、やはり生活介護、また、就労支援のB型等も合わせて、しっかりと行っていただける、そういう候補を選んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、指定管理者制度の導入というのは、平成30年4月1日でございます。

新年度から福祉避難所となるということで説明を受けたわけでございますが、具体的には、要するにそれまでに町がこの地域活動支援センターを避難所として認定をして、それから、そのままそっくり指定管理者のほうへ渡すのか、その辺について、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、新年度予算にもございますが、さまざまな整備は、一応、町でやられるのかなというふうに思いますが、具体的には、その辺について、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 福祉避難所としての指定というのを、今、進めさせていただいているところでございます。

今の現計画の中には、実は、うたってございませぬ。ただ、今、2月から現在までかかって見直しが行われておりまして、その中で、福祉避難所として指定をすることになるということでございます。

したがって、4月に入りましたら、避難所というようなことで、場合によっては言わせていただくところもあるかと思っております。

ただ、この避難所につきましては、まだ具体的にどういう整備をしていくかというのは、まだ決まっておらないわけでありまして、当面、何かあつてはいけないものですから、平成29年度予算の中で必要な備品的なものは用意させていただいてというのを、まず、第一弾として進めさせていただきたいと思っております。

そういう必要な備品を用意した後で、来年の4月に指定管理という形に移行していくというような形で、現在、考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 町として、いろんな整備だけ、福祉避難所とするには、いろんな整備が必要かというふうに思っておりますので、それは、町できちんとして指定管理のほうへ渡すということでございますが、それでは、再度、お聞かせを願いたいのですが、指定管理者として、例えば、来年、平成30年4月に指定管理者制度で法人が決まると、

その人と福祉避難所として町として、協定を結ぶのではなくて、平成29年度のうちに、これは、福祉避難所として指定していくということによろしいかということ、再度、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 福祉避難所としての指定は、平成29年度中に行いますので、そういう意味では、指定管理の前に福祉避難所として地域活動支援センターが指定されるといふふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） わかりました。じゃあ、平成29年度中に、福祉避難所として指定していくということでございます。

それから、3月5日に毎日新聞に、福祉避難所の住民周知についての調査をしたという結果が新聞報道でされました。それは、全国の県庁所在地と、政令市、中核市、東京23区の計102市区に調査した結果が、新聞に載っております。

その中で、約3割の自治体が福祉避難所の場所を、住民に周知していなかったということが、判明をいたしました。

理由は、一般の避難所より設備、整備が整っているのではと考えた近隣住民が詰めかけることが心配としてということで周知をしていなかったようでございます。

また、福祉避難所の協定は結んでも、指定はしていないというのが、約7割にとどまっているということが、掲載をされておりました。

本当に、私もこれは読んでびっくりしたわけでございますが、今回の地域活動支援センターと、もう一カ所、確か、説明のほうでは、福祉避難所として指定していくということでお伺いをしているわけでございますが、今回、平成29年度で、例えば、福祉避難所と指定していくのであるならば、障害者団体など、対象者のみ周知ではなくて、全住民に周知していかななくてはいけないのではないかなというふうに思うわけでございますが、この辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 健康福祉部関係でいきますと、平成29年度に地域活動支援センターと老人福祉センターを福祉避難所として指定をしていく予定でございます。

地域活動支援センターのほうでは、今回の指定管理も含めまして、手をつなぐ育成会の方たちとも、この点についてお話をした中で、やはり、災害があった場合に、どこへいったらいいのだという御質問がありまして、それにお答えしたのですが、やはり、まず、御自分の身を安全なところにとということでありますので、まず、最初は近隣近くの一時的避難場所、集会所にいていただいて、その後、その方のいろんな状況によって福祉避難所のほうに移動していただくという手順が一番いいのではないかという話は申し上げました。

ただ、直接来てはいけないということではなくて、そういう順番のほうが、安全という形を言わせていただきましたので、今、いろんな情報をいただきましたけれども、いって、それに近いようなところもあるかとは思いますが、この指定の方法につきましては、担当部局とも十分調整をして、住民の方がいざとなったときに混乱が起こらな

いような形で周知を図っていききたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） ぜひとも、そのような形でお願いをしたいというふうに思います。

やはり、まずは、一番初めの避難所といいますと、やはり、今言われたように近くにまずは非難をする。

また、その後、長引くことになるならば、やはり、こういう福祉避難所に必要な人は配慮が必要な人は、やはり、移っていただく、そういうので、私はいいのかなというふうに思っておりますが、ただ、関係者だけではなくて、やはり、住民の皆様にも、例えば、健康であるのに、近くに福祉避難所があるからそこにいくというのではなくて、やはり、その辺は健康な人には配慮していただくような、そういうことも私は必要ではないかなと思うので、全住民には、周知をいただくとありがたいかなというふうに思うわけでございます。

それから、もしこれで福祉避難所というふうに指定をした後は、やはり、その防災計画マップ等にも掲載をしていただきたいし、また、地域活動支援センター、また、老人福祉センターに常に訪れる方たちにも周知をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、やはり、こういう施設に福祉避難所ですよという、そういう目印、看板等も私はつくっていただければ、ありがたいかなというふうに思うわけでありまして。

そうすれば、その町から発信した文書を見なくても、あそこにいけばここはそうだったのかなということがわかりますので、ぜひとも、看板等も私は設置していただきたいというふうに思うわけでありまして、それについてのお考えをお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 福祉避難所の関係でございますが、まず、今言われました地域防災計画でございますが、こちらのほうの記載につきましては、2月15日に開催をされました幸田町防災会議にて、同意を得たということで、資料編に掲載をすることとしております。

また、3月7日には、災害対策基本法の規定に基づき告示行為、こちらのほうを終えているということでございます。

防災マップ、こちらのほうの記載でございますが、次回、防災マップを作成する際に、表示のほうをしていきたいというふうには考えております。

あと、ホームページへの掲載だとか、広報での、例えば、防災特集、こういったことを取り組む際に、PRをしていきたいというふうに考えております。

あと、福祉避難所の看板の設置でございますが、福祉避難所につきましては、一般の方々に対する避難所としての利用を妨げるものではないという部分もあると、災害の状況によっては、一般の避難所としての利用を妨げるものではないという部分もあると。

災害の状況によっては、一般の避難所としての機能も兼ね備えるということもございます。

これまでほとんどこういった議論をされてきませんでした。また、避難所の看板のデザイン、こちらにつきましても、そういったJIS規格、そういったものにも定められていないということもございます。

このような状況でございますので、今後、ほかの自治体の取り組みなど、そういったものも参考に、看板についても研究はしていきたいと思っております。

いずれにしましても、今回、福祉避難所の指定をし、やっと、一步前進をした段階ということでございまして、今後、詳細のほうは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今までの質疑と答弁をお聞きしまして、なぜ、指定管理者なのか、なぜ、その制度なのかという点でいくと、答弁の中でも、明確にされております。

1つは、年間の運営費が3,400万円では、とてもやっていけないよと、福祉だと言いながら、町長が出し渋っておりますよと。

それと、もう一つは、サービスを充実、拡充しようと思ったら、施設の限界がありますよと。

こういう答弁の前提を良として、じゃあ、どうするのだという、私はそこがおかしいのですよ。

なぜ、指定管理者なのか。指定管理をする段階で、あなたが答弁をしたように、運営費を、もう町長がけちって出さないと、さらに、充実をしようと思ったら運営費を増額すればいい。

増額しなくて指定管理ということで民間事業者に運営管理を任す、こういうことをやれば、じゃあ、どういうことが起きるのか、町の負担は、それなりにされるだろうけれども、負担は減ると、施設に限界があるよといったときには、じゃあ、どうするのかといったら、事業者が持つそういう施設に利用者を回すこと、あるいは、利用者の選択肢がふえるということもある。

また、逆に、あなたもやっている。

広域的な業者が入ってくれば、その業者が広域的に配置をしている施設も、総合利用ができますよと。じゃあ、何なのかと。

幸田町における福祉施策については、金は出し渋る、施設も拡充しないと、民間業者に全部やらせると、民間業者が持つ施設を広域的に利用をすれば、それでよしとする。

そういう指定管理の理由でしょ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、お願いしております指定管理の条例でございますけれども、たびたびで申しわけございませんけれども、やはり、専門性を確保するというサービスの向上というのが、一つの大きな目的でございますけれども、言われたように、町費の一定の軽減が図られるというのも町としては、大きなメリットだと考えているところでございます。

ただ、これは、削減するだけではなくて、先ほども少し言いましたけれども、給付費として支給する以上は、その4分の1を町が持つということでもありますので、全体的では軽減でありますけれども、そのサービス事業の充実という点では、町費の支出をおさ

えるということは、現実にはなくて、必要なものについては、支給していくというのが、町としての姿勢でございます。

トータル的に軽減されるので、それは、いい方向だというふうに、私は考えております。

ただ、広域利用という点でいきますと、民間事業所が町の施設を使ってということにつながるのかもしれませんが、逆にいきますと、利用者の方が幅広く利用できる、選択肢がふえるという点、こちらのほうのメリットのほうが大きいのではないかと、私は考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、あなた、町長と同じで、みそもくそもごったまぜの議論をしている。

じゃあ、例えば、指定管理ではなくて、幸田町が、引き続き単独でやったときに、町外の人利用も出てくるよと、こういうことを、今、言われた。

町外の人利用できますよという選択肢は、どこから出てくるのか。今、そういう状況か。

それは、あくまでも指定管理で、その指定管理者が広域的な事業を展開している業者であれば、それはできますよと、総合利用というやつだ。

だけれども、引き続き、幸田町がやっていくと、町長が渋い顔をして、3,400万円、びた一文ふやさない、マイナスにさせるよといったときに、これをやっていったら、町外の利用もふえますよという理屈は、ごった煮ではないか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 十分に意が伝わっていなかったかもしれませんが、指定事業所にした場合に、町外の利用の方もあるということでございますので、現状、直営の場合ですと、やはり、町外の方の利用というのは、できないことありますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 指定事業というのは、指定管理という感情をぱっとのけて、指定管理という、そういうものを外しながら、どうやっていいごまかしをするかということ提案そのものはそうじゃない、指定管理者制度もやっていきますよと。

この指定管理者制度の問題につきましては、総務省が、来年度の予算編成の方針から含めて、いわゆるトップランナー方式というのを出している。

これは、総務省が、トップランナーとは、少ない経費で同程度の事業を行っている自治体をトップランナーとすると。

トップランナーにして、その経費の水準で算定をする。その上で行革を推進をする。そのことによって、地方交付税の総額をおさえると、これが一番のトップランナーの狙いですよ。

そういう中で、行われてきている、これも総務省が言っているのです。指定管理者制度をやれよと、こういう事業がやれよといったときに、今まで、それぞれの自治体が行っていた事業を、民間委託で、指定管理者制度を導入をすることによって、経費を削減

をする。

そして数年にわたって単価を引き下げる、その単価とは、交付税算定の単価を引き下げると、交付税そのものの総額をおさえるために持ち出してきたのが、トップランナー方式、その中で、指定管理者制度というものが、明確に位置づけられてきた。

あなた方が、そういう認識でおるかおらないかは、それは、また別です。

しかし、現実には、指定管理者制度というものが、当初の平成15年に制度ができて、幸田町が一番乗りでぱっとやってすぐ飛びついてしまったわけだ。その中で、いろんな問題はあるけれども、当初は、そういう発想もあったことも事実だけれども、交付税総額をおさえるという選択肢はなかったのかと。

それが、どんどん変装して交付税総額をおさえる、そのためのへ理屈、は理屈が、トップランナーだという聞こえのいいような話の中で、まぜ返していくと、こういう中で出てきていると。こういうことだけ言われている。

それと、もう一つは、今回、こういう形で、指定管理者制度になる、そのことによって、じゃあ、公的サービスは、どんなものかと、公的サービスは、やりませんよと、しかし、公的サービスの水準とか質、それを、民間業者がやりなさいと、ということは、そのサービスを産業化していくわけだ。産業化とは何ぞやといったら金もうけですよ。

金のもうからない指定管理者なんていないわけだ。指定管理者制度に乗かって、手を挙げた事業者が、いや、赤字覚悟で幸田町の福祉のためには頑張りますわと、そんなことはなるわけないといったときに、じゃあ、指定管理者制度そのものが、制度的にそちらにもっていったら、産業そのものにもうけをする、保証する幸田町の福祉にかかわる公的サービスが移譲される、委託されるという内容です。そういう点では、いかがお考えですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） トップランナー方式というのが、国がもくろんでおるとい  
うことで、情報をいただきましたけれども、本当に、現在、直営でこのような地域活動  
支援センターを運営しているのが、県内といたしますか、幸田町ぐらいで、そういう意味  
では、トップランナーよりもおくられているというような感じでおりました。

そういう面では、そういうようなもくろみまで知らずでございますので、これについ  
ては、十分勉強していきたいと思っておりますのでございます。

あと、公的サービスを民間にということ、もうけの温床といいたいまいしょうか、そうい  
うことにならないかということでございますけれども、今回、町として指定管理を任せ  
ようとするのが社会福祉法人ということ、限定をさせていただきたいと思っております。

そういう意味では、社会福祉法人という福祉の精神を持った団体でございますので、  
もうけというのは、少し後ろのほうに置かれているかなと、そういう面で行きますと、  
町が委託する以上、半公的サービスになるわけでございますけれども、そういうことを  
目的をきっちりはたしてもらおう、もうけではなくて、福祉を充実させていただくとい  
うような形で、指定管理を運用していきたいというのが担当の思いでございますので、  
そのようになるように、十分、今後にいたしましても、今後の運営にいたしましても、

注視していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 悪乗り答弁も大概だなと思う。

そうした点で、要は、町独自、あるいは、自治体独自で運営しているのは、いや初めて幸田町だけだと、県下みんなそうなんだよと、それを誇りに何で思わないのか。

そういうことが一つあるよと。

事業者はもうけ仕事ではないよと、慈善事業だよと、そういうふうにも受け取れるわけだ。

慈善事業をやっているわけじゃないですよ。事業者も雇用し、雇用した人には賃金も支払う、その賃金の支払いは、国や県、幸田町も10分の1の給付費の交付を受けて回っていくか。回っていかないでしょ。

それは、利用者の利用者負担をとるわけだ。ただ、低所得者には軽減措置があるけれども、そういうボーダーライン以上の人は、額の多少はともかく、利用料負担が取られますよ。それをもとにして、運営していく、赤字が出ないようにぼろもうけのぼろはやらないでしょう、ぼろもうけはしないけれども、その事業が適切に運営できるような運転資金、これは、当然確保するのは、資本主義の世の中で当たり前のことですよ。

それを、あたかも、いや幸田町の事業者は、採算度外視して、一生懸命頑張ってくれる、そんな事業者に手を挙げよといっても、みんな横を向いてします。

そういうまともに向き合うようなことをせずにして、どうやってうまくごまかしていくかというところに、これから先と、それから、もう一つは、今の須賀町政のごまかし、こういうものが、私は見て取れる。

そういう中で、あなたも言われた。指定管理にすると専門職員が確保できますよと。幸田町で確保すればできるわけですよ。幸田町が専門職員を確保してはいけないという法の問題、条例があるのか。人的体制をきちんと整えて、福祉最先端の幸田町にすれば、別に問題はないわけだ。

要は、町長が、口とやることが全然ばらばらな福祉だというのが、金出し渋って、専門員確保、そんなものは民間に任せておけ、民間にするなら指定管理にせよと、こういうところにいきついたということなのです。

いう点からいけば、私は、そういう問題があるということ、一つは、そういう点でいくと、専門員を確保すると、そのことは指定管理者制度でなければ確保できないのかどうなのか、もう一つは、利用者負担が伴ってきますよと、あなたも言われた利用者負担をとらなければ、国、県、町も含めて、給付費の交付はできませんよと。利用者負担をとるから、国のほうがそれじゃあなあといって、給付費を交付すると、幸田町も10分の1はおつき合いますよと、こういうことですよね。それは違いますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 指定する事業所が、社会福祉法人であっても、一定の収益を得る、これは、将来に向けて当然のことでございますので、これは、御指摘のとおりだと思います。

ただ、その慈善事業ということまでは、うちとしては求めておりませんので、もちろ

んその経営の中で、できる範囲のところを、今後の公募で募っていくということでございます。

利用者負担を指定事業所になった場合に、一定、取ることになるわけでございますけれども、先ほども御説明したように、ゼロから3万円ぐらいという形で、ゼロのところもあって、大半の方がゼロであろうというふうに思っております。

この利用料が取らない方については、これは、給付費で全て見ることとなりますので、事業所がこれを負担するというものではありません。給付費として、利用料の取れない部分全額を給付費で支給します。国が、2分の1、県が4分の1、町が4分の1という形で給付をして、その中で、事業を行っていただくというのが、この指定サービス事業の中身でございますので、これは、今回の指定管理ではなくて、ほかのサービスも同じように支援事業として行われているものがございますので、当然、そのルールの中で運営をやっていっていただくというのが、これは、そういう形でうちとしても指定管理をしていくということでございます。

専門員の確保ということでございますけれども、これにつきましては、御指摘のとおり、町が専門員をとれないということではないですけれども、職員の人事管理も含めまして、この施設にそういう職員を採用からずとおるというのも、なかなか難しいところがあるわけでございます。そこでいきますと、事業所として、大きな事業所であればあるほど、職員の中での巡回がうまくいくという点で、社会福祉法人に委託をして、その中で、専門員をうまく配置をしていただきたいというのが、町の考えでございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 話をどんどん深みにはまって泥沼に入っていくのは、そういうことでしょ、結局、町で専門員を確保する、雇用する、そういうことはできますよと、しかし、その人が、定着するかどうか、何でそのことが言える。

定着できないほど、劣悪な労働条件、労働環境に押し込めて、専門員を確保するのか。正職員として、専門員を確保すれば、皆さんと同じ職員の給与水準、労働条件が確保されて当たり前でしょ。

しかし、それをあなたはやらなくて、専門員を確保したときには、もっと低いレベルで、劣悪な労働条件で確保するから、その人は、定着しなくてすぐ逃げていってしまうよと。

しかし、事業者であれば、そういうことはありませんよと。そんなもの変わらないよと。

事業者も先ほど言ったように、もうけ仕事なのです。そのもうけがぼろいかぼろくないかという問題ではない。

事業者が事業として運営できるだけの運転資金と一定の営業利益、いわゆる事業利益はなかったら、誰も手を挙げはしないよと、それが、現実でしょ。

その前提の上に立って、じゃあ、サービスを金もうけの手段にするのではないですかと。産業化、営利企業化、その営利というと、ぼろもうけだという発想があるけれども、そうじゃないと、商売としてやっていきますねと、商売であれば、赤字経営なんていう

ことはあらへん、多少なりとも黒字がなかったら事業者はそんなところに手は出しませし、すぐに手を引きますよと、そういうときに、いかがなものかということなのです。

だから、そうしたことも含めて、指定管理にすることについては、バラ色に描く、さらに、そういう点から言ったら、国や県や町のほうも給付費に対する交付ができますよと、それは、あくまでも利用者の利用料金を前提にして、さらに、その中で低所得者にかかわる減免制度については、財政的な補填が、国や県や町もいたしますよということでしょう、違いますか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ちょっと説明が、不足だったかもしれませんが、専門職員がその場において、すぐにどこかにいってしまうというのではなくて、職員のそれぞれのスキルアップの意味で、一つの場所に固定するのが難しいということでもありますので、そういう意味で、固定するのは難しいのではないかということでは言わせていただきました。

あと、営利目的かどうかという点では、事業所として、経営が成り立たなければ、当然、受けていただけないことではございますので、それは、やむを得ないことではございますけれども、ただ、社会福祉法人という福祉の精神を持った団体ということで、そういう俗に言われるぼろもうけだとか、営利主義に走るだとか、そういうことはないというふうに、私らは思っているところでございます。

あと、利用者負担の考えでございませけれども、これは、取れなかった部分といひますか、その部分については、補填をするということではなくて、その方に係る給付費が全額なのか、9割なのかという違いが出てきます。

そのところについて、国、県、町でそれぞれ負担をシェアということではございますので、利用者の方にとってみたら、補助金をもらったとか、どうのこうのではなくて、所得状況によって、決められた給付を受けていただけるということではございますので、補助金という性格ではないことだけ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上をもって、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域包括支援センターの職員、運営に関する基準の一部改正でありますけれども、今回、主任介護支援専門員に更新制が導入されるということではありますけれども、この5年ごとに研修を行って更新をしていくよということではありますけれども、これは、どういうことか、これについての説明をいただきたいと思ひます。

そして、また、そのことを義務づける、この目的について、お尋ねするものでありますけれども、よろしくお願ひをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回の改正につきましては、法の改正に基づきまして、研修を義務づけるということではありますけれども、講習の際に研修を終わっていないといけないう形

になるわけでございますけれども、そういう介護支援、主任介護支援専門員を配置する。これは、地域包括支援センターにおける役割という点でいきますと、決められて主任介護支援専門員、それから、保健師、または、看護師、それから、介護支援専門員、この3職種を置かなければいけないという中で、その中の一つの職として、主任介護支援専門員があるわけございまして、包括支援センターにおける、言ってみれば必要な役目と考えていただければいいかと思えます。

これを5年ごとに研修を受けなければいけないということでございしますが、これは、最近の介護制度に含めまして、制度的には、随分、いろいろ動いてございます。

そういう面で、今までは、主任介護支援専門員になるときに、その研修を終わっておれば、ずっと資格としてあったということでございすけれども、そういう面では情報なり、形式が一定のところ固定されているということになりますので、それは、5年ごとに新しい情報を得ながら、適切な介護予防サービスを行っていただきたいというのが、国の中身でございす。

したがいまして、5年が切れる前に、必ず研修を受けていただかないと、包括支援センターの中に主任介護支援専門員がいなくなりますと、包括支援センターとしての必要な職務がなくなりますので、これは、ぜひ、幸田町の包括支援センターについても、必ず研修を受けていただくということで、指導していく立場にあるわけでございます。

この義務づけの目的はということでございす。先ほど申しましたように、法律の改正でありますけれども、やはり、一旦、資格を取得したらずっとということではなくて、実務についた後も、専門職として必要な知識を習得していただくということで、この研修の制度が加わったということでございすので御理解いただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 包括支援センター、いわゆるここには、ケースワーカーの方ではないかというふうに思うのですが、そうでしょうか。

現在、4人体制で行っているわけでありまして、その中に、ずっとかかわってみえた方が、ケースワーカーとして配置をされているわけでありす。

それが、社会福祉士の資格を持つ方でありすけれども、これが、更新制になるということでしょうか。それともどうということか、もう一度、詳しくお答えいただきたいというふうに思います。

それと、これは、一人だけ配置をすれば、あとはいいというものなのでしょうか。

それと、この資格につきましては、これは、国家資格なのか、それとも、研修による更新だけで、運転免許証と同じようなものなのかどうなのかということでありすがいかがですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） この主任介護支援専門員というのは、包括支援センターでございすので、要支援の方のケアプランを作成する仕事でございす。

そういう意味では、介護支援専門員の資格を持ったものが、支援専門員となるべき研修を終わっていただくと、主任介護支援専門員ということでありすので、ケースワーカーとは、少し違うと思っております。

ただ、主任介護支援専門員の役割は、もちろんケアプランもつくることでもございますけれども、この主任というのは、町内の介護事業所、要するに、ケアプランを立てるケアマネジャーたちの相談に乗ったり、それから、情報を提供したり、必要な研修を行う、要は、包括だけではなくて、町内全体の支援事業所のレベルアップを図るための役割も担っているわけでもございますので、そういう意味で、研修をしっかり受けていただいて、5年ごとに研修を受けていただいて、本人のスキルも上げると、こういうことでもございます。

これについては、研修ということでもございますので、ある意味、運転免許証と同じように試験ではなくて、研修を日にちまではつかんでいないのですが、10日か受けていただいて、資格が与えられるというか、終了証が与えられると、こういうことになる制度ということでも聞いております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こういう研修は、どこが行うのかということではありますが、それについては、決まっているのかということではあります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 研修の実施主体でありますけれども、詳細は確認をしておりますので、ちょっとお答えができないところでもございますので、また、わかり次第お答えしたいと思います。

それから、先ほど、ちょっと漏らしましたけれども、主任介護支援員、一人でいいのかという御質問でもございましたけれども、幸田町の場合ですと、主任介護支援専門員は、包括支援センターの中に一人おれば事業としては成り立ちます。

ただ、将来のことを考えます。

それから、本人が仮に何らかの形で休むというようなことも考えれば、資格を持った職員は、複数いたほうがいいかなというふうに、私は思っております。

国家資格の件については、先ほど言ったように、研修によってですので、国家資格という介護支援専門員については、国家資格、試験で受けることとなりますけれども、国家資格という研修ではないということだけは、御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このケアマネジャーさんというのは、国家資格ではなかったですか。

国家資格でないとすれば、確か、研修、あるいは、社会福祉施設で何年か働かなければならないとか、いろんなそういう位置づけがされて、そして、ケアマネジャーの資格を取るといような資格制度だというふうに私は理解しておったわけではあります、ですから、この研修が、どこで行うのかということも大事ではなからうかというふうに思うわけではあります。

更新制が導入をされたことによって、この更新をされなければ、この資格というものはなくなってしまうのかどうかということではあります、その点については、今後、この包括支援センターは、本来は、中学校ごとに一カ所というようなことが、国のほうでは言われておりますが、幸田町の場合は、全町で一カ所ということ、社会福祉協議

会の中におかれているわけでありませうけれども、やはり、これから高齢化が進むにつれて、こうした包括支援センターの充実というものも拡大も必要になってくるかというふうに思います。

そのためにも、こうした制度について、どこで研修を受け、どういうふうな形の中でやっていくのかということが、やはり、これは重要じゃなかろうかというふうに思いますので、やっぱり、専門職としての知識、技能、これを身につける、そのための手立てとしては、どのようなものがあるのか、お答えいただけたらと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 失礼いたしました。

介護支援専門員は、国家資格でございますので、試験を受けた方、一定の資格を持った方が、試験を受けて、介護支援専門員になるわけでございますけれども、その介護支援専門員を持った職員が、主任介護支援専門員研修を受けることによって、主任介護支援専門員になると、この職員を包括支援センターに配置するというのが、全体の流れでございます。

主任介護支援専門員の研修でございますが、これは、実施主体は県となっております、都道府県となっておりますので、ここで言えば愛知県が研修実施主体ということになります。

先ほど言いましたように、試験ということではなくて、主に、講座実務による研修でございます。

実務研修が87時間以上、専門研修の1、2がありますけれども、1が56時間以上、専門員研修の過程の2が32時間以上、主任介護支援専門員研修として、70時間以上の研修、講習を受けていただいて、初めて県のほうで主任介護支援専門員として認められると、修了書が出ると、こういう形でございますので、これをもっていないと、包括支援センターの中で、主任介護支援専門員としては名乗れないというのが法律でございますので、これは、必ず受けてもらわないといけないということになります。

現在、一人、主任介護支援専門員として、事務を担当しております。

主任介護支援専門員としての資格を持っているのは、現在の職員を含めて3人持っておりますけれども、あとの2人は既に5年以上経過をしておりますので、改めて研修を受けてもらって、複数体制で、今後いつていただきたいというのが、町の指導的な立場でございます。

包括の町内の複数個所ということで、御提言をいただいておりますけれども、一般質問の中でもお答えしましたけれども、中学校単位で生活圏を設けるというルールと、それから、車で移動30分以内というのが、一つの圏域だというような、2つの取り方があるわけでございますけれども、本町でいけば、包括支援センターのあるところから、車で町内にいけばもう10分、15分ではほとんど移動ができる範囲ということを考えますと、町で1個でいいというふうに、今までも説明をしてきたところでございます。

中学校単位でいきますと、大きな市ですと、一つの中学校単位が3万人人口で移動になりますと、ちょうど、高齢者が6,000人程度になるかなというふうに思うわけで、そういう単位で設けているところもございませうけれども、本町の場合ですと、全体でも

スタート時は、6,000を切った高齢者の数であったため、一つでスタートさせていただきました。

ただ、今、高齢者の人口が、8,000人を超えたところがございますので、その意味では、包括支援センターの体制の強化については、緊急の課題として早急に調整を図っていきたいというのが、一般質問の中でお答えをした内容でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上をもって、第6号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時10分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第7号議案の質疑を行います。

10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の条例制定の経緯と、各条項関係の読み方とか内容についてお尋ねをします。

最初に新規条例制定ということですが、この制定理由、それから、附則2項で従前の条例が廃止され、今回の条例を整備したということですが、従前の条例の内容と、今回、整備した条例で、大きく変わったことがあるのか、全く変わらずに条文だけ、文章だけ整備したのかどうかということについて、僕からお尋ねをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、幸田町指定地域密着型サービス事業等の人員、設備、及び、運営に関する基準等を定める条例の制定という形でお願いをしていることでございます。

今回の条例につきましては、これは、法律でございますけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、今回、制定させていただくということでございます。

この制定の中身でございますけれども、先ほど、御指摘いただいた3つの条例を廃止をして、内容を合わせた上に、その中でも地域密着型通所介護というのが、先ほどいった法律の施行に伴い創設がされます。

その規定を盛り込ませていただいたということでございます。

地域密着型通所介護につきましては、利用者が19人未満の通所介護の施設ということでございます。

それから、居宅介護支援事業者に係る指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴いまして、指定居宅介護支援事業者として、町が指定するための申請者の要件と基準を設けることが、今回、必要になってまいりました。

したがって、3つの条例を合わせて、先ほど言った地域密着型通所介護を新たに加え、それから、居宅介護支援事業者の指定に係る内容について、加えさせていただ

たという、条例の制定の中身でございます。

議員から御質問がありましたように、今まであった3つの条例と今回の条例、どのように内容が違うかということでございますけれども、基本は、内容を精査をしてまとめてということでございますので、従前の内容とは変わるところはございません。

ただ、その基準を定める上で、条例で定めなければいけない項目が、介護保険法の中で定められておりますので、その条文だけは、特に抜き出した形で、条例のほうはつくらせていただいたということでございますので、従前の3つの条例よりも、非常にコンパクトな形の条例になっておりますけれども、基準等につきましては、先ほど、新しく入れた2つ以外につきましては、変わらないというような内容になってございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 次に移ります。

次に、この条例の項目を読みますと、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型予防サービスについての基準とか内容について定めておりますが、現在、これに該当する町内の事業者とか施設名とか、利用者の人員とか、そのようなものがわかりましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御質問のありましたサービスの町内の実態でございますけれども、実は、この3つのサービスは大きく分けしてあるもので、この中にいろいろなサービスが実は含まれてございます。

これにつきましては、お手元があればですけども、議案関係資料の39ページのところに、今回の条例制定のあらましがございまして、その中に、サービスの項目が書いてございます。

介護給付サービス事業としては、9つの事業が指定をしてございます。

それから、予防給付サービスの事業項目では、3つの事業がございまして。

それに、新しく加わりました居宅支援事業と、それから、従前もございます予防給付にかかわる介護予防支援事業、その大ききは4区分にされております。

居宅支援につきましては、それぞれ事業は1つずつということでございます。

それで、まず、指定地域密着型サービスといたしましては、その中に幾つかあるわけですけども、その中の認知症共同生活介護施設というのが、幸田町では、現在、ございます。

これは、具体的には、大草にありますおりひめが該当いたします。これは、おりひめとおりひめ2という形で、施設的には2つ分かれているということでございます。

ここの定員は、18人ずつ、合わせて36名が入所できるという施設でございます。

それから、同じく地域密着サービスといたしましては、18人以下の通所介護事業所というのが、現在、1カ所ということで、これは、新たに条例が制定されてからということになりますので、今後、調整をしていくことになりますので、現在、わかっている範囲では1カ所ということでございます。

それから、指定居宅介護支援事業所につきましては、平成30年4月1日からの施行ということでございますので、現在のところ、みなしという形になるかと思いますが、

7つの居宅支援事業所が、4月から指定にかかりますので、居宅支援事業者が7つ町内にはございます。

それから、ここは、定員というのは、それぞれの事業のケアマネの数で決まっていますので、全体の数字は把握していませんので、申しわけございません。

それから、指定地域密着型予防サービスにつきましては、これもおりひめとおりひめ2の中で、先ほどは、介護に関する介護1以上の方の受け入れが日常生活介護施設になりますけれども、予防の形になりますと、認知症共同生活介護予防施設ということになりますので、これも併設しておりますので、36の定員の中に、介護要支援にかかる方が入れるという形になっております。

それから、もう一つ、介護予防支援事業所としては、包括支援センターが一カ所ありまして、ここは、要支援の方のケアプランを作成するというところで、包括の中で事務を行っているということでございますので、単純に言いますと、おりひめ、おりひめ2という事業所が、まず2つ、それから、通所介護の事業所、18人以下が一カ所、それから、居宅支援、ケアプランをつくる場所でもありますけれども、それが7つというのが現状、それと、包括支援センターの要支援のケアプランを立てる事業所が一カ所という形が、現在、この多くのサービスの中で、幸田町で動いているサービスになります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 次に入ります。

条文を見ていきますと、町長が指定するのは法人にすると書いてありますが、この法人にした理由について、個人ではなぜだめなのか、その辺について、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） この法人については、市町村の条例で、事業所の要件を定めることになっております。

今回、法人という形で、これは、廃止前の条例も同じでございますけれども、法人としてうたわさせていただきます。

地域密着でない、医療介護の方たちの、19人以上の事業所の持っている事業でございます。町の管轄のない介護サービス事業において、これは、法律において定められているサービスでございますけれども、法の中でこの事業所については、法人、または、団体、法律のほうでは、法人、または、団体とされております。

その条項を参酌いたしまして、幸田町では、法人というふうに特定をさせていただきました。

サービスの提供を確保するには、個人では事業運営は難しいと判断するものでございます。

また、その他の団体として、NPO等もございますけれども、いろいろな団体の個別の基準を定めるのも困難でございます。要は、個人団体ですが、NPOですと、その中の管理者をどうするのだとか、いろんな規定を、それぞれ定めなければいけないということでいきますと、法人というのが適当であるということで、法人登記されている法人に限定させていただいたというのが、今回の中身でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 条文を見ていきますと、これは、条文の中に書くべきかどうかよくわかりませんが、よくこういう施設で事件とか災害とか、そういうのが起きておりますが、こういう入所者とか、利用者を保護するために非常災害に備えた訓練とか、それから、どういうふうな管理をするかというようなことは、この条例の中に定めるのか、ほかで定めて進めていくのか、体制等について見通しがありましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 災害に備えた避難訓練というようなことにつきましては、これは、従前の廃止する前の条例の中にも入っております、今回、これを引き継ぐ形で、新条例の制定の中に入れさせていただいております。

非常の場合の準備という点では、当然、やっておくべきことかと思えます。

それから、今、議員が言われたような、不慮のいろんな事件の場合ですと、その対応については、規定はございませんけれども、サービス事業所内で起きた事案等については、指定する市町村に報告する義務がございますので、それを受けまして対応するという形になっております。

条文の中には、そのようなことについて載っておりませんが、現実的には、把握ができる、このような状況になっております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 5番目の通告であります、指定地域密着型予防サービスということについて、これは、いわゆる要支援、介護保険法に定める要支援1、2を対象とした人たちに対するサービス内容を織り込んであるというようなことを聞いたのですが、幸田町としては、その点については、どういうふうな進め方をしていくのか、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 指定地域密着予防サービスについての御質問でございます。

まず、前段として、地域密着型というサービスでございますけれども、これは、一定、19人未満の通所定員、利用定員の方を持つ事業所が、あるわけでございますけれども、この一定の定員以内の事業所につきましては、市町村長が監督することになります。

それと、もう一つは、地域密着になりますと、町外からの利用者というのは、基本受け入れないということでございますので、町内の方が利用するサービスで、かつ予防サービスになりますので、これは、議員が言われたように、要支援の方が使われる、要絵支援1、2の方が使うサービスというふうに御理解いただければと思います。

基本的には、サービスの基準というのは、省令に定められたものでございますので、市町村間でサービスの差はあるということではございませんので、今後のいろんな監督指導の中で、サービスが適正に行われていくかを監視していくのが、市町村の役割ということになります。

ただ、サービスの量が市町村によっては違いますので、なるべく多くのサービスが町内で動いていただいて、介護要支援の方たちのサービスが供給されればというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 最後に、用語が意味がよくわからないのですが、地域包括支援センターと、この条例との関係とか、そういう条例の中の支援センターの役割とか、そのようなことについて、もう少しわかるように説明をいただければと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） この今回の条例の中には、特別、その地域包括支援センターという役割というのは、規定はないわけでございます。

ただ、先ほど言いました介護予防支援事業につきまして、これは、要支援の方たちのケアプランを作成をすることでございますけれども、これが、地域包括支援センターに限られておりますので、そういう意味では、この介護予防支援事業所の基準というのが、包括支援センターに適用されると、このように思っております。

包括支援センターそのものは、こういうケアプランを作成をしたり、それから、高齢者の実態把握ですとか、権利擁護、介護予防に関する事業等を行うのが、地域包括支援センターということになります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 説明の中で、都道府県から市町村に権限が委譲されたというふうに説明をされましたけれども、いわゆる市町村が全てこうした条例を立てなければならないということでもありますけれども、そうした点で、メリット、デメリットについてお答えがいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回の条例の中に、居宅支援事業所の指定を市町村が行うように改正がされます。

これは、今までは、県が指定居宅介護支援事業所の許認可権を持っておりまして、県がその事業の内容について、監査指導するという立場にございました。

今回、市町村におりてきたということでございます。この居宅介護支援事業所というのは、ケアプランを作成する要介護の方たちのケアプランを作成する事業所でございます。

そういう意味でいきますと、本当に地元に着したほとんどの高齢者の方たちを面倒みなければいけない、こういうケアプランを立てなければいけないということでありまして、本当に地域の状況をよく把握した事業所が、幸田町内で動いていただくというのが、基本になりますので、そういう面で行きますと、市町村にその事務がおりてきたということにつきましては、事務の迅速化ですとか、許認可事務が迅速に行われるということと、それから、市町村でその事業の管理、指導の責任がありますので、事業所内で起きたいろんな事故だとか苦情、そういうものを速やかに聞き対応ができるということがございます。

先ほども迅速にという中で、新規申請ですとか、更新申請を一定期間行うことになっておりますので、これは、県まで出さなくても幸田町で出せば指定居宅としておりるわ

けでございますので、その点でも許認可までの時間が短縮されるというメリットが、事業所にはあるかと思えます。

デメリットでございますけれども、今まで県が行ってきた事務でございます。これを市町村におりた場合、何をするかといいますと、許認可もそうですけれども、定期の監査ですとか指導、これを行わなければいけないという点では、市町村に事務が過大にくるということでございます。

現在の福祉課の介護保険グループ内で行うことになるわけでございますけれども、明らかに人員不足が生じるというような心配を、現在、しているわけでございます。

もう一つ、県は、特に、専門的な部署で、長年そういうことに携わった職員の方がやられるという点では、専門的にきちんと見れるということでありましてけれども、これは、市町村におりてまいりますので、監査指導等、的確な職員を養成しなければいけない、それが、疎かになりますと、きちんとした事業監査ができないということになりますので、そういう点では、指導能力の低下、それをスキルアップするような今後の体制整備というのが必要になってくると、これが、デメリットかなと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 以前に安城市で起きました施設で、高齢者の虐待、こういうものが表面化をいたしました。

こういうことが、今までは、県がいろいろとやっていた、そういうものが、全てこれから市町村におりてくるわけでございます。

そうした点におきまして、先ほど、説明であったように、今の人員で果たしてできるのかということが懸念されるわけでありまして。

また、それと同時に、やはり、幸田町の職員は、一般事務職でございます。ですから専門的知識というものが、やはり、部署の移動によって、また新たに専門的知識も得なければならないというふうになってくると、やはり、この権限委譲という名の市町村への荷が重くなってきたというふうを感じるわけでございますけれども、その体制づくり、いわゆるこれから町がいろいろと管理監督をしなければならない施設の、あるいは苦情やそういう対応というものもやっていかななくてはならないし、同時に、指導も行っていかななくてはならないというときに、やはり、これは、本来、県が今までやっていたものが、町におりてくるということは、本当にデメリットの部分に相当するというふうに思うのですけれども、そうした体制づくりというものも、やっぱりきちんとやっていかなければならないわけでありまして、今の体制で十分なのか、それとも1年かけて、平成30年4月1日からですので、1年かけて充実をさせていく、そのおつもりがあるかないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 一つ、高齢者の虐待につきましては、この居宅支援事業所の管轄ではございませんで、別の組織として、町が動いておりますので、ちょっとそのルートは違うことだけ御理解いただければと思います。

今後の事業所の指定管理ということになりますと、やはり、御心配いただいているよ

うに、現在の職員体制では不十分だというふうに思っております。

職員をふやすのか、そういう専門的なグループをつくるのか、これにつきましては、1年かけて検討をさせていただきたいと思います。

特に、部署をつくるだけではなくて、その人員が、この指導については、特別資格というものがあるわけではないので、結局、経験が今後の事業内容を左右しますので、人員体制をうまく動くような形、人事異動が行われるような形の体制も含めて、今後検討していただかないと、きちんとした指導ができないのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、平成30年4月から現実的に事務がおきてまいりますので、それまでに体制をどうするかについては、人事部局等も含めまして、検討させていただきたい内容だと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 条例を新たに制定をするということですが、条例の制定が、いわゆる今まで都道府県の権限であったものを、市町村の権限に委譲することによるその条件づくり、それが条例だという内容であります。この議案関係資料の39ページになりますが、この制定の理由が地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するためのとこういうことなのです。

結果的には、今、高齢者がどんどんふえていく、それと合わせて、介護を必要とする人たちもふえてくる、そういうことも含めていくと、もう受け入れる施設がもう満杯だと、満杯で都道府県にそれをわあと言われても都道府県のほうは、もうノーサンキューだと、いっそのこと市町村にぶつけてしまえと、こういう背景があるのだろう。

こういかかわりの中で、じゃあ、その市町村に受け皿づくりをさせる、こういう意味合いがあるのではないかと、そういうことも含めて、この39ページの中では、先ほど、あなたの言われたように、4つの区分があると、サービス事業と支援事業だと、介護給付と予防給付、こういう形の中で、区分けはするけれども、その大本は何なのかと、そこら辺は解明していただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、地域における医療云々の法律の施行に伴いさせていただいておりますけれども、今回、この中身として、議員が言われるようなその目的ということではなくて、この中の4つの区分でいきますと、介護給付のサービス事業の中の地域密着型通所介護、上から3つ目の事業でございますけれども、これが、新たに加わった。

それから、この4つに区分けしている下のところ、支援事業の居宅介護支援事業というのが、市町村が管理することになったというための条例改正でございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

ですから、今回、条例の改正を行ったとしても、施設の定員とかそういうものには、全く影響のないところでございますし、法律の施行に伴いまして、本来3つあったものを、合わせたということになります。

この四角の中でいけば、介護給付のサービス事業と、予防給付のサービス事業の中身については、従前の条例で定めております。

それから、下の支援事業の中の介護支援予防事業につきましても、同じく基準等につきましても、条例で今まで定めたところでございます。

これを3つを合わせ、しかも居宅介護支援事業所を1つ加えて、4区分として、今回の条例を制定をしたものでございまして、特に、大きな意図があったということではございませんので、そのように御理解いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大きな意図はないであろうと思うけれどもこうやってやると透けて見えるかなと、こんなふう思うわけです。

そうした中で、あなたの今、説明されたように、介護給付の中で、地域密着型通所介護だよと、支援事業は、居宅介護支援事業ですよと、こういうのが出てきた。

ということは、居宅介護を中心にしてそれを支える体制を市町村が整えなさいよということですよ。

ということは、市町村にそれらを受け入れさせるという背景というのは、何ですか、こういうことなのです。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 居宅介護支援事業所、ケアプランを作成事業所なのですけども、これにつきましては、県が指定していたのが、市町村がやるようになる。

これは、先ほど説明しましたように、地域の中での事業所でありますので、一定、事務はふえますけれども、地域の中のケアプランの中身ですとか、そういうのを監視しやすくなるという点では、メリットがあるのではないかと考えています。

地域密着型通所介護につきましては、これは、今までは、利用定員はなく、全て県でありましたので、これが、19人未満、18人以下になりますけれども、定員の持っているデイサービス事業所、これについては、市町村が関与することになるということでございます。

これも、先ほど言いましたように、18人以下の事業所については、利用者は、全てその市町村圏域、うちでいうと幸田町の住民の方が利用できるサービスということになります。

大きな意図としては、それぞれ相互に市町村の方が、一定、出入りをすることによって、地域の中でのサービスが不足するようなことも考えられるわけございまして、地域密着ということで、幸田町の住民の方を対象としたデイサービスを設ければ、当然、幸田町の人しか使えないものですから、そう意味でのサービスの充実を図りたいというのがあってはないかというふうには感じておりますが、ただ、その辺、本当に国がそういうことを思っているかどうか、ちょっと、はっきり確認はしておりませんので、察するにそういうところもあるかなと、こういうふうには感じております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、地域のことは地域が一番よく知っていることから地域のほうで、かゆいところに手が届くような体制をつくりなさいよと、その体制をどうやってつ

くるかというのが、この39ページの中で括弧書きで書いている内容だよと、そういう中で、新たに地域密着型の通所介護、支援事業としては、居宅介護支援事業で基準該当居宅介護支援事業という形で、名前が出てきている。

要は、基本的に、受け皿づくりを市町村に押しつけてきたよという理解の仕方ができると思うのです。

それは、本来は、都道府県だよと、県の仕事だよと、しかし、県のほうが余りにも広いから、自分のところのことは、自分のところが一番よくわかるから、それぞれの地域の中で条例をつくってかゆいところに手が届くかどうかは知りませんが、そういう体制づくりですよという、そういう思惑の中でのこの条例の制定になるのではないでしょうかということなのです。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 御指摘の方向については、そのような意図があるとは思いません。

地域で介護をするという点では、確かにあるかというふうに思います。

ただ、指定権限等が市町村におりたことのメリットもあるわけでございまして、県のほうは、それぞれの事業所について、大体、3年に1回ぐらい監査に回るということでございますけれども、県指定であると全ての市町村、なかなかそういうふうにはいかないということになります。

これが、市町村におりてくるということは、市町村は、先ほども大嶽議員のほうにお答えをしましたが、まだ事業所は少ないということでもありますので、町の目の届く事業所はたくさんあるということであれば、監査のサイクルというのが、県が行うよりも短くできるという点では、事業所の指導監督ができる、それが、ある意味、地域での介護のサービスを確保する、上質なサービスを監視するということにつながるのかなと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 14番伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

8番中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議案番号8番の地域計画の区域内における条例改正についてお聞きします。この条例によって、この地域の治安、風紀は住民、ことに青少年にとって向上するのか。または、低下するのかということについて、概要を含めながらお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、地区計画の関係で概要から説明させていただきますけれども、この相見地区につきましては、平成24年3月に開業したわけですが、その駅周辺の東西駅前広場を含めた6.4ヘクタール。ここの地区について新しいまちとして、高度利用を図るという一方で、幸田高校の玄関口であったり、小・中学校の通学路にもなり得るということから、パチンコ店とか、ゲームセンターの規制とともに、

風俗営業店舗の立地を規制するために、平成24年からこの地区計画制度を活用して、建築制限条例もあわせて制定しているということでございます。

このたびの風俗営業法の一部改正がございましたので、それにあわせて制定から5年がたっておりますので、そういった面の経過を含めて一部改正をするということでありませう。この内容につきましては、今回の風俗営業法の中のいわゆる接待飲食営業とっているんですけども、その中のダンスの部分ですね。単なるダンススクールというのは除外しようということで、いわゆる接待とか、遊興、いわゆる風俗営業法的に言いますと歓乐的雰囲気醸し出す方法により、客をもてなす営業というのがいわゆる接待飲食営業ということであるんですけども、こういったものからダンスそのものは規制から外しましょうと。ダンスがあるからそういった歓乐的雰囲気を醸し出すということではなくて、その判断基準から外しましょうということから、今回、風営法がダンスという観点を外したということで相見地区についてもそういった対応をさせていただきたいということでもあります。

なお、いわゆるスナックとかバー、パブとかそういったキャバレーと同じように接待遊興を行うものについては、規制をかけていくということでこれが風俗営業法の第2条第1号となりますけれども、1号営業ということであるのと。

また、3つございますけれども、2番目の2号営業、いわゆる低照度。暗いお店です。10ルクス以下のお店。または3号、区画席飲食店。狭い区画になっているということ。そういった3つの営業については規制をかけていくということで、これも地区計画制度の中でしっかり風俗営業法と一体となって背負いかけましょうということから、そういった制定をしていこうということでもあります。ですから、御質問のいわゆる青少年のという形になりますと、風俗営業法の第1条にその目的が3つほどございますけれども、その一つに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止ということが目的でございますので、その規制の趣旨にのった地区計画もこの建築制限条例の中に盛り込んでいくということで、その環境を向上させていくという形であります。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君）環境が青少年にとってますます向上するということでお聞きしました。この地区は保育園もあり、幼稚園もあり、小学校もあり、中学校もあり、高等学校まであるという幸田町の文教地区としての環境が整っていると思います。この条例の一部改正が地域整備計画の理念に与える影響などについて、これはどういうふうにかえられていくのかなということについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 相見地区が全体で54.2ヘクタールあるわけですけども、その中のいる商業地域6.4ヘクタールという土地の有効利用、高度利用を図るところ。ここの建築物などの適正な立地誘導を図り、その理念からすると多様な世代の人々が生活、交流する場にふさわしく。良好で健康的な市街地形成を図るという形が目的であるというところからこの地区計画制度。都市計画法の12条の4になりますけれども、そういったもので決定しているということでございます。

ただし、この都市計画決定だけでは、まちづくりのビジョンはこの部分で終わってしまうと。この6.4ヘクタール街区単位のビジョンですけれども、そういったもので終わってしまうので、そこで御質問の地区整備計画というものが新たにそういったものにかけてあるものでございまして、これは建築にかかわる部分の制限ということで、いわゆるこれを都市計画決定することで建築物までそういった制限をしようということでの地区整備計画というのが2段階。地区計画があつて、地区整備計画というのが2段階。ただ、この2つだけでは、いわゆる届け出制にはなるんですけれども、建築確認のそういった条件にはまだ不十分ということで、平成24年に地区計画法に基づいた建築制限条例。これが議会の議決承認をいただいて、建築制限条例という形の基準法63条の2に基づくそういった制限がかかってくると。これによって、やっと建築確認のいわゆるおろす、おろさない。また、指導、勧告、そういった面。また、条例には罰則規定もございまして、そういった面で建築制限が強化できるということから、都市計画法と建築基準法と町条例。この3つが一緒になって制限をかけているということでございますので、こういった制限の一部改正でございますので、都市計画における地区整備計画のビジョン。こういった狙いを基本的にするものであり、その理念を具体的、また、現実的なものにしていくという面では、そういった取り組みをこの中で、今回制限をかけていきたいということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、5番、杉浦あきら君の質疑を許します。

5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 今の中根議員の話の質問で大体わかりましたけれども、特に駅前地区の規制に至った経緯などはよくわかりましたので、こちらのほうは省きます。

特に、幸田町において、過去から現在、幸田駅前を含めて3地区で区画整理事業を行っておりますけれども、今回、改正になった風俗営業等の規制の制限を設けたことがあるかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田町の区画整理の中で、風俗営業を地区計画制度で制限をかけているというところはこの相見地区のみということでございます。相見地区の6.4ヘクタール。のみということであります。

なお、地区計画制度を活用している地区は岩堀地区で住宅系の地区計画を平成26年3月にかけておるといふ状況でございます。

また、この商業地区でのこの地区計画ということで、商業地区を取り組んでいる区画整理事業は、幸田町では相見地区のほかに過去には幸田の駅西とか、三ヶ根南とか、幸田の駅前が今取り組んでいますけれども、そういった商業地区ということでございますけれども、そういったところとこの相見地区については市街地の形成計画が違うということで、全く新しいその市街地をつくっていくと。市街化区域に編入して区画整理を取り行っているということで、また、新駅をつくり出す商業地域とすることになるということで、地権者の方の御理解をいただきながら、建物が建つ前にこういった規制をかけていこうということで平成24年に制限をかけたという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） わかりました。特に今までも商業施設の区画整理というのはあったんですけども、やはり相見地区だけ6.4ヘクタールですか。こちらのほうだけそういう制限をかけたということがわかりました。

続きまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の変更によって、今回は変わったということなんですけれども、特に先ほどもちょっと聞きましたけれども、風営法の第2条の第1項。これが8号までであったのが今回5号に短縮された。5号に少なくなったということをごさいますけれども、この辺で抜けた店舗などは、今後は問題がないという判断で店舗数を削除したということなんですか。その辺のところを教えてください。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今回の改正がいわゆるダンスに着目したダンスをめぐる国民の意識が変わってきたということで、客にダンスをさせるとか、そういった醸し出すという営業については制限をかけようということで、また別に、これは地区を限定して制限するというのであります。今回の風俗営業法によって営業の形態に応じた制限。いわゆるダンスをする、しないというのは関係ないということで、それよりも接待とか、遊興、いわゆる歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす営業ということだそうだと思いますけれども、そういった営業をしているかどうか。するかどうかというのが今回の改正の大きな内容かということで、いわゆるダンスホールという項目を条項から除きまして、整理を統合したということであります。そういう面では3つに、単純に先ほど申し上げたようなものがあると。1号、2号、3号の営業。これが接待飲食営業ということになるものですから、これに統合されたということであります。

また、待合料理店などもそういった面では1号営業。いわゆる1号はキャバレーとかそういったものになるんですけれども、そういったものに飲食、料理店、待合料理店なども接待に当たるかどうか。こういったものもあって1号の中に統合したということで2号営業となっている部分を1号に統合したということ。あとは2号、3号については、低照度。いわゆる暗いお店かどうか。また、狭い店かどうか3号、いわゆる区画席ということでそういった3つのものに統合して制限をかけやすくしたということだと考えております。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） よくわかりました。

最後にお聞きしますが、今回、風俗営業から除外されたダンスホールとありますけれども、これは今後相見駅前にできるものかどうか。今後、申請が出てくる予定なのか。もう出てきているものかどうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、申し上げたような従来、昔からのダンスホールという遊興的性格のあるものについてはもちろんできないということで、これは実際には、愛知県内では名古屋の真ん中の栄。そういった歓楽街と言っていいのかわかりませんが、そういったところしか許可が得られなくなりまして、逆に相見地区などのそういったと

ころではダンススクールとか、そういった教室。こういったものに対しては、許可が可能になるわけですので、そういった部分の可能性が出てくるかなど。

ただ、今現在、この相見地区の商業地域の中。地区計画の中にそういった動きというのはございません。

また、既に今営業されていたり、住宅、建物がある中でそういったものに転換するとか。そういったこともお聞きしておりません。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。本件は通告なしであります。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

ここで途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

---

再開 午後 3時08分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第10号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この道路の認定廃止。この件につきましては、昨年の3月議会。それは教訓としてあったはずですよ。市場区内の道路の廃止、議会の議決をする前に、その隣接地主が自分の分家を建てたいということで擁壁工事をどんどん進めたわけだ。擁壁工事の完成する時点で議会に議決を求めた議案が提出をされた。追及していろいろ何だと言ったら、いや、資料が見つかりません。定かではございません。議決が終わったら出てきたわ。隠蔽工作だ。自衛隊の日報の関係と一緒に。日報あってもねいねいって言うておいて、あったわというのと一緒。この関係も一緒なんだわ。なぜに、この道路の認定廃止を3月議会に一括提出しないといけないのか。これはここの部長に聞いても始まらないものですから、内部事務を統括する副町長。あなたは内部事務を統括するその職務もあるという形の中で、昨年の3月議会の教訓を含んで議会の議決は何をするものだと。要は、議会の議決というのは、セレモニーにすぎないと。要は、必要があればどんだん認定しちゃって、廃止しちゃって、やってもいいじゃないかと。どの道議会は全部追認していくれるよと。こういう感覚で今回も3月議会一括提出こういうスタンスで取り組まれておられるでしょう。議会の議決とは何だ。お答えいただきたい。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 御指摘の点については、十分承知をさせていただいております。この町道路線の認定廃止につきましては、いろいろな事務、図面等、議会に提出資料等、効率化を図る観点から、これまでも3月の定例会で一括上程とさせていただいたものでございます。

言うまでもなく、いろんな路線に関しましては、いろんな確認、それから、精査、多くの時間を要するものでございます。今後につきましても、御指摘のところは十分把握しておりますけれども、今回につきましても一括上程とさせていただいたものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、事後承認という形で議会の議決を何と心得るかということなの。あなたはけつをまくっちゃったわけだ。結局、一括してやる、確認をする、図面も必要だ。精査して3月の提出だよ。旧態依然の悪弊は一切改めずと。これが役人根性という。上から目線で日暮れ腹減り、事なかれ、議会の議決そんなものはくそくらえと。こういう感覚でいいのかということをお尋ねしているわけです。あなたの答弁は全く議会議決を無視して、議決前執行で大手を振ってまかり通る3月議会一括提出を改めるべきだよという提起に対して、きちんと答えができないようなそういう水準かということ。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 御指摘のとおり、事後承認という形はとても許されるようなものではございませんけれども、先ほど言いましたように、整合性がとれれば、それぞれの整った段階で議会に上程させていただくと。もちろん、路線の一つ一つの事案等におきましては、それぞれの3月ではなくて、提出すべき時点があれば、当然、調整をさせていただいて上程をさせていただくというものでございますので、よろしく願います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 所管のほうの建築部としても、昨年の3月のこの議会の場で厳しい御意見をいただきまして、その中でも私自身も何度も議事録を読み返し、また、担当のほうもこういった内容が二度とないよということ引き締めて取り組んできたものでございます。

こういった今回の分についても内部で検討させていただいた中で、いわゆる後ほど出るかもしれませんが、今回の案件につきましても、いわゆる都市計画法の開発に基づく道路と。また、土地改良法に基づく道路という形で面整備と言ってますけれども、そういった面整備に伴うものだという形でその手続にのって、そのしかるべきときにいわゆる道路認定、廃止を道路の消滅帰属という手続を全体で行っていくという中で流として、この機会にあげさせていただいていると。ただし、そういったことでは、前回の反省になってないという部分もございましたので、11月のこれは福祉産業建設協議会でございますけれども、そういった中に予定という形での資料を出させていただきながら、協議会ですので、あくまでも本会議ではございませんけれども、そういった部分での我々も前向きに善処しながら改善に取り組んできながら、本日に至っているという状況でございます。何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その件は後々だんだん触れてまいります、ただ、提案理由が道路整備等に伴いということであります。認定にしましても、廃止にしましても、道路整備というものが前提になってきている。その道路整備がそれぞれいつ着工して、いつ完了

したのか。現状はどうなっているのか。説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、提案理由が道路整備等に伴いということで、道路整備というのは先ほど申し上げたように、道路管理者がとり行う道路整備といわゆる開発者が行う道路整備という形でございます。そういったものでは、法律に基づいて代行としてとり行っているのが民間開発と土地改良事業、区画整理事業などもそういった形でありませぬ。まず、民間開発の矢尻地区につきましては、住宅分譲が6個ですけれども、工事の着手というか開発の許可が平成28年5月30日。また、工事の完了は平成28年9月20日。また、当時の完了公告。開発完了公告が10月18日という形であります。これは矢尻5号線という名称であがっているものでございますけれども、これについては廃止がないということで廃止認定という形のものでございます。

また、2点目が芦谷字餅田地区につきましては、これも開発の許可が平成27年10月27日から着工されたと思っておりますけれども、工事の完了は平成28年3月2日。完了公告が平成28年の3月15日という形でございます。これについても餅田3号線という形のもので、これは新規路線としての認定ということでございます。

そして、3つ目の緑農住区開発関連土地基盤整備事業、深溝地区について、今回、かなり数の路線を認定廃止しておりますけれども、これにつきましては、昭和60年にいわゆる面整備のほうの県営緑農住区開発関連土地基盤事業深溝地区として、事業計画が確定したのが、昭和60年12月12日ということでございます。そういった面では工事着手が昭和60年度と聞いておりますけれどもあります。全体の工事の完了としましては、完了公告が平成15年3月25日という形でございます。換地処分が今回、平成28年11月4日にとり行われたということで、それに伴ってこういった道路の廃止及び帰属については、この換地処分の翌日にその効力が発生するということから、今回そういったもので上程させていただいているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に緑農の関係でいきますと、あなたも知っておられるかどうかは知りませぬ。緑農住区の市場地といっても公園とは申しませぬがちょっとした緑地がありますよね。そこに記念碑がありますよね。その記念碑に何が書いてある。あなたの言った工事の着手の問題、いわゆる採択の問題。それから、施工期間の関係は全然違うじゃん。ということは、記念碑に打ち込んである日にち。これはでたらめだということになるんですよ。あそこには緑農という記念碑が建って、その下は愛知県とだけある。その裏に回ると沿革が書いてある。誰が誰べいさんがどれだけ頑張ったかというところまでは書いてないけれども、誰の誰べいさん。そういう中で事業概要も大ざっぱでありますけれども、書いてある。その書いてある内容とあなたが答弁した内容とは大きく食い違いますよとそれでいいですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 私のほうで先ほど申し上げた工事の完了公告。全体67ヘクタールとしての部分としては、平成15年3月25日というようにお答えさせていただいております。今、済みませぬ。言葉足らずで申しわけないですけれども、補足させてい

ただきますと今、この大塚宗広地区、また、明本田地区、緑農住区の中の農住区のほうですね。住宅の建つほうについての完了については平成5年というふうに聞いております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたの言われた内容からいけば、私とその記念碑の裏に書いてある沿革という内容を見てみると、事業の採択は昭和60年12月12日ですよ。ただ、この記念碑を建てたというのが平成15年11月吉日。そういう中で事業の採択先を申し上げたように、採択は昭和60年の12月12日で施工期間。これはあなたの言われた内容と記念碑の書かれているのが若干というか大分大きく違うね。面積は2万1,934平方メートル。施工期間は平成3年6月から平成5年4月15日だよと。これに書いてある。とすると、あなたが言ったことと記念碑に書いてあることが食い違う。食い違ったときにあなたの御答弁は、議会で答弁されたものでありますから正確なものです。ということは、この記念碑はセメントで埋めて、もう一遍打ち直してくださいよ。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 私のほうで答弁させていただいているのがこの県営緑農住区開発関連土地基盤整備事業深溝地区。いわゆる愛知県施工の部分の答弁をさせていただいております。今の御質問についてこの宗広地区、記念碑の立っているところの地区。いわゆる設立した部分は地元のほうで設立されて、そういった施行をしていると。その部分が昭和60年1月5日。緑農住区開発関連土地基盤整備事業の中で緑住整備組合という形で、その記念碑のほうを設立されて、また、竣工についても平成5年4月15日という形で刻まれている状況でございまして、県営で取り組んでいるものとこの緑農住区の中の農住区の部分についての施工について、そういった形で記載されているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、あなた方自身が緑農住区。幸田町で取り組んだ初めの最後。愛知県もこれ以降、幸田町を最後にして、緑農住区という整備事業は取り組まへんねんな。それはいろいろ問題があったら、ホ場整備と区画整理を一緒にやって良好な住環境と良好な農業町を生みましようという。相反する中でやったものだから、すっちゃかめっちゃかになっちゃったと。それはともかくとして、その置き見上げが幸田町における緑農住区という形で費用を見ている。今回、認定廃止という形で出てくるわけですが、その中で図面番号9。議案関係説明資料でいきますと54ページになります。

この中で宗広1号線、大塚上平附1号線、これは現状どうですか。廃止をされた。きょうこの3月の議会の議決をしなければ廃止ということは法的には有効ではないですね。また、廃止されてないね。議会の議決を経なければならん。現状はどうなっている。道路の上にとどんどん家が建っているじゃないか。議会の議決を尊重するなら今建っている家を、議会の議決が済むまでちょっと移動をしてくれへかんと。移転してくれへかんと。んかとそれぐらいの気がなかつたら、議会議決というのは、何、こういう形になるわけですね。違いますか。現状と図面番号の認定する番号で生きますと図面番号4、廃止の関係で見ますと図面番号9。こら辺の整合性というのは先ほど申し上げた昨年3月の

議会の関係からいって、何一つ教訓を組んでないわけだと。事務の停滞だ、事務の停滞だ。整合性を図るため確認をしてと。確認してないじゃないか。現状を追認しているだけじゃないですか。違いますか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この県営の補助整備と先ほどの緑農住区の整備も関係もございませけれども、もともとこの土地改良事業ですね。補助整備事業については、昭和60年にこの区域全体にその中にある道路、水路、公共施設については、そこを区域に編入いたしますという形で編入承認を昭和60年にとっておきまして、それが編入されたら今度それをどう帰属していくか。いわゆる換地処分として、道路がつけかわるこういったものが効力として発生するのが土地改良の中ではいわゆる換地処分の翌日にこの消滅帰属ができるという形でのもので法律的な位置づけがされていることから、今回に至ったということでございます。通常我々、区画整理事業では、106条に換地処分が載っておりますけれども、その第2項になると思いますけれども、換地処分前に工事が終われば、消滅帰属はできなくても管理引き継という形で区画整理事業の施行者から管理者に、管理予定者もしくは幸田町に管理引き継をいたしますという形で道路が整備完了しましたのでという形でその管理引き継を申し出て、申し出たあかつきに、そういった内容を審査して、道路認定廃止を行うということは区画整理事業では、行っていたりしておりますけれども、土地改良法には、そういった条項がないようございまして、いわゆる換地処分を法的に出していかないと管理引き継という形はできないということでございます。

ただし、これは任意に引き継いだり、いろんな面であるかと思しますので、条項的に申し上げると土地改良法の中にはそういったものはないということですが、我々、公共施設を管理する側としては、ある程度引き継を受けて、早く道路認定をしていくという形が一番よかろうと思っておりますし、また、廃止のほうもその上に家が建ったりという形もございませ。これは建築確認とか、いわゆる都市計画法上の問題はないんですけれども、法律で保護されておりますので、そういった面ではないんですけれども、道路法上のいろいろな問題点はあるかと思っております。こういった面をその時期タイミングを見ながら行っていく必要があるということで、今回、県営のホ場整備の部分についてはその申し出という形が換地処分という形での部分でございませるので、11月の換地処分に基づいて、我々中身を受けて上程をさせていただいているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、要は、議会議決というものは、ただ、単なるつけ足しかということなんですよ。これは先ほど申し上げたように、緑農住区というのは、土地改良事業と。都市計画法に基づく区画整理事業の合体をさせた極めた特殊な事業をやられたよと。そういう中でいろんな問題が出ちゃったよ。だから、一つは換地処分の関係で本来は事前換地でなければ事業は進めない。けれども、これは事後換地をやった。事後換地をやって換地完了後、県に届け出をするということなもので、その間、20年もたっているわけ。そういう点でいけば、磯部町政時代から大浦町政にかけてホ場整備事業がたくさんやられたね。幸田町。だってやられてそのたびに字の区域の変更、編入

とかいろいろなことをやられた。しかし、そういうことをやりながらも、事業の性格上を含めて事後換地か、事前換地かということはさんざんやってきてもあなた方は全然改めない。土地区画整理事業は事前換地をやらないとね。大草の北川後、南川後が事前換地でやって、あらぬたくらみに火がついて、結果的にはむしろばたがたって白紙撤回された。こういう形で特に換地という点からいけば、地権者の利益が相衝突しますよと。そういう中で事業の性格も含めて事前換地をしなければ、全然進んでいかない。しかし、この内容からいくと緑農住区はあなたの説明でいけば、事後換地化、事前換地かという言葉は使わないけれども、基本的には事後換地だと。事後換地の後始末が今日まできて、ほかの法律でうち建ってもいいけれども、議会の議決はそんなものは経なくてもへだよと。町道が廃止されていなくても、そこに家が建ってもほかの法令でカバーされるから、大丈夫だよという感覚の答弁。だから、そういった視点からいったら、じゃ、議会の議決というのは、ただ、単なるセレモニーかと。それは先ほど副町長にお尋ねした内容と一緒にですが、要は、議会の議決というものに対するあなた方の認識と構え、甘えがどのみちオール与党でぐちゅぐちゅ言うのは、一握り、あとはみんな押し述べてみんな賛成、賛成でやっていくさんしゃん議会でこんなことをやったってそんなものは通っていくよという極めて不遜な態度をとった。そういうのが今回の内容じゃないですか。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、事後換地とか事前換地。これについては、土地改良のほうの中身で部分的ないわゆる換地。一時利用指定。区画整理法という仮換地。こういう一時利用指定はどの段階で行われるのかというと通常、土地改良事業ですと工事が先行して、概成した段階でいわゆる一時利用指定をかけるという形で、この地区についても記録を見ますと一時利用指定は、平成19年5月18日という形で一時利用指定はされているようでございます。ただし、これはあくまでも区画整理法という仮換地が工事後に行われているという状況だと思います。一番重要なのは、土地改良法の中では換地処分という登記を前提とする所有権が登記できる。そういった部分が11月4日換地処分の愛知県知事の公告。この日の翌日、11月5日がその効力の発生ということから、消滅帰属についてこれが消滅することが効力が発生するという形でありますので、その部分で、今回の道路の廃止認定という形になっております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案の質疑を行います。

9番、酒向弘康君の質疑を許します。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） では、お願いします。

まず、新年度当初予算案の新規事業は52事業で11億4,000万円ということがあります。新年度のこのキーワードは未来の笑顔につながる環境づくりということになっております。一般会計の新規事業の中で特にこのキーワードとつながる事業の幾つかとその狙いについてポイントを絞ってお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成29年度当初予算のキーワード未来の笑顔につなげる環境づくり。これにつきましては、町税の落ち込みなど厳しい財政状況にありながらも若い世代を中心とした人口増加や障害のある方、高齢者の方への対応を喫緊の課題として、さらに町の文化拠点として広く町民に親しまれてきました、町民会館等の老朽化への対応も重要な課題として受けとめ、そして、それらの行政課題に対して、実効性のある施策と予算を編成し、本町の持続的発展と町民の皆様の未来の笑顔につなげていきたいという思いから、予算編成のキーワードとさせていただきます。

なお、この新規52事業。11億4,000万円のうちこの未来の笑顔につなげる環境づくりの主な事業といたしましては、まず一つ目の項目といたしましては、若い世代を中心とした人口増加への対応としまして、子育て教育基盤の整備と環境の充実を図るために、坂崎小学校校舎増築に5,000万円、仮称豊坂児童館建設事業に1億9,300万円。認定こども園等地域型給付費3,213万8,000円など。また、二つ目の項目としまして、障害のある方、高齢者の方への対応といたしましては、安心して生活できるように生活支援体制の強化を図るために、基幹相談支援センターの設置、1,296万円、成年後見支援センターの設置、75万円などでございます。

また、3つ目の項目の町民会館等の老朽化への対応といたしましては、多世代にわたる集いの場、交流の場の創出を回避するために、町民会館、さくらホールとつばきホールの音響照明設備改修で5億3,400万円などが主なものでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 3つほど大きく分けられてということであります。住民の方々は生活に対して不平や不満、あるいは不安を感じる時に笑顔は消えてしまうというふうに思います。未来の笑顔につなげるといわずに、現在も笑顔でそして、未来も住民の皆さんの笑顔が見える事業展開これをしていただきたいというふうに思います。

次に、予算案の編成前に町長から出された当初予算編成方針。これには、このことが指示されております。過度な後年度負担とならないようスクラップアンドビルドを基本とし、先駆的な事業については、原則として終期を設定することとありました。この方針をどのような事業で反映され、どう進められていくのかお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃいますように、未来だけでなく現在も笑顔になるように頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

スクラップアンドビルドの関係でございます。平成29年度の当初予算編成におきまして、新規事業につきましては、スクラップアンドビルドを基本として、先駆的な事業については、原則として終期を設定するということといたしております。今回の予算編成におけるスクラップアンドビルドと終期設定の原則は、主に各種団体、または、個人に対する補助金等。特に普及促進を目的とする補助金について予算の肥大化、また、後年度負担等と受益者にとっての既得権化を防ぐために取り入れたというものでございます。

この平成29年度では、新エネルギーシステム設置等にかかる補助金制度についてそのうちの太陽光発電システムの設置にかかる補助金については、創設から10年以上が経過し、既に一定の成果を果たしたものと判断し、これは国の補助金も終了し、電力の

買い取り制度も一般化してきているというようなことから廃止をし、これもスクラップし、それにかわる新たな補助金といたしまして、家庭用エネルギー管理システムへムスと蓄電池の導入に対する補助金を創設し、周期の設定についても、一定年度にて設定、指示をしておるといところでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 町民に平等でないような事業があるようなら、思い切った縮小、廃止、今後とも考えていく必要があるかというふうに思います。

次に、ゴルフ場利用税を廃止していくという検討が文科省の平成29年度税制改革大綱で示されました。平成元年の消費税創設時に娯楽施設利用税が廃止されましたが、ゴルフについては、まだまだぜいたくなスポーツという印象が強く、ゴルフ場の利用のみに課税が存続しております。私はゴルフをやりませんが、このゴルフ場利用税廃止、これは1,000万ゴルファーの悲願というふうに言われておるといことであります。消費税との二重課税の解消と昨年のリオのオリンピックなどからゴルフは正式競技となり、身近なスポーツとして生涯スポーツ社会実現の目的などのため、廃止の方向だといふことであります。

ゴルフ場利用税交付金の簡単な説明をしていただければというふうに思います。また、本町における新年度予算案説明では、非課税利用者の増により200万円減、1,900万円とされております。このこととまた、ここ数年の推移傾向、今後の見通しなどがあればお伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ゴルフ場利用税の関係でございます。この税につきましては、ゴルフ場を利用するときにかかるというものでございまして、ゴルフ場を利用した方がゴルフ場の経営者を通じて納めていただくと。本町では、葵カントリークラブが該当しております。葵カントリークラブのゴルフ場利用税は1,100円ということになります。このゴルフ利用税は県税でありまして、県に納入されましたゴルフ場利用税の70%はゴルフ場所在の市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されており、貴重な財源となっておりますというものでございます。

また、ここ数年の推移と傾向ということですが、平成15年度から18歳未満の年少者。それから、70歳以上の高齢者、障害者等を非課税とする措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に配慮されており、課税者である70歳未満の利用者数は、平成15年度の8,427万人から平成27年度は7,237万人と減少しておると。二、三年後には6,000万人台になってしまうのではないかというふうに見込まれております。

逆に、非課税者である70歳以上の方や18歳未満の方、障害者の方の利用者は、平成15年度の411万人から平成27年度では1,563万人と大きく増加しており、課税者と非課税者を合わせた利用者数全体では約8,800万人で、平成15年からほぼ横ばい状態であるといふことでございます。

この課税者の減少が続くためゴルフ場利用税交付金は、平成15年度の2,660万円から年々減少しており、平成27年度では2,060万円、平成28年度では1,93

0万円ほどになる見込みでございます。

新年度の状況ということで、本年度の実績見込みを受けまして、新年度につきましては、さらに若干の減少を見込み1,900万円とさせていただいたというものでございます。

今後の見通しということでございますが、今後につきましてもこの交付金は、毎年微減をしていくのではないかとというふうに予想をしております。

また、議員がおっしゃいましたとおりスポーツ振興の観点から、税制改革大綱に今後長期的に検討するというふうに記載をされ、廃止に向けた議論が活発化しておるということで、今後の動向には注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。ゴルフ場を多くもつ市町にとっては貴重な財源ということでもあります。ちなみに、豊田市では、これが廃止されますと4億円強の減ということでもあるようであります。

次に、個別の事業について2つお伺いしたいと思います。

まず、ふるさと寄附事業についてお聞きします。過去の一般質問でも、返礼品の導入をしてもものづくりのまち幸田のPRと地元の産業振興。これを訴えてまいりました。

そして、昨年5月2日からスタートした返礼品事業、これは、予測を大きく上回りました2度の補正予算措置をしたということで、盛況であったというふうに思います。

新年度も引き続き、好調な申し込みを予測されております。

まず、一番新しい受付状況と、3月末の見込みをお聞かせ願います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税についてでございます。

議員が言われますとおり、これまでにつきましては、大変好調と言えらると思っております。

5月2日の開始以来、各議会で補正をさせていただき、今回におきましても、最終の補正をお願いしているというところでございます。

まず、昨年末までの状況でございますが、協議会におきましても御報告をさせていただきましたが、申込件数が1万706件、品数では、1万1,675件、寄付額では、8億6,097万4,000円となっております。

また、今年に入りまして、1月が申し込み346件、品数で376件、金額では、3,996万5,000円、2月が申し込み428件、品数で455件、金額では、3,918万円となっております。

直近の3月6日までのトータルでございますが、申込件数のトータルで、1万1,637件、品数で、1万2,670件、金額で、9億4,433万4,000円となっておりまして、最終的な3月末の金額といたしましては、補正予算でお認めいただきました10億円に近い数字になるのではないかとというふうに見ております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 中央公論という雑誌がございまして、この3月号には、昨年度の全国1,741自治体のふるさと納税損得勘定ベスト20というランキングを発表しており

ました。

このうち、525の自治体が、収支が赤字になっております。

ワースト1位は横浜市の28億円余り、2位が名古屋市で17億8,700万円ということが載っておりました。

黒字の1位が宮崎県都城の42億円、そのずっと下の20位のところが、北海道根室市12億8,000万円ということであります。

このランキングから見て、幸田町は、今年度の受付状況を見て、全国でも、あるいは、県内でも黒字額の上位に位置するのでないかというふうに思いますが、どんな状況か、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） こちらのほうの正確なランキングについては、公表されているものはありませんが、一部、ネット上で公表されているランキングからは、今年度、10億円ということで予想をいたしますと、昨年の金額に当てはめれば、30位前後の位置になるというふうに予想をしております。

とはいえ、今年度の都城市が70億円を超えると発表しております。昨年、議員がおっしゃりましたとおり、都城が42億円であったものが70億円になるということですので、各団体の金額も大幅に変更となっていると予想されます。

したがいまして、ランキングにつきましては、現時点では、予想まではできないという状況でございますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。

今、このふるさと納税の状況、現在、マスコミを初め、国や県知事からもこの制度のあり方について懸念する発言が多くあります。

本町が、返礼品の競争に巻き込まれることのないように、本来のまちづくり計画の競争、これになっていくように、今後の取り組みについてお聞きをいたします。

まず、こうした中で、2月、高市総務大臣は、返礼品のあらゆる問題点を洗い出し、職員に改善策の検討指示をし、自治体関係者からも意見を聞くと記者会見で発言をしております。

本町に対して、意見を聞かれたとか、あるいは、話があった、こういうようなことがあるのか、お聞きをいたします。

また、こういった発言や、国、県の顔色を見ながら事業展開とならないよう、正々堂々とした制度の運営をしていただきたいと思いますと思いますが、その点についての見解をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） これまでのところではありますが、国や県から意見などを聞かれたということはありません。

ただ、パートナー事業者でありますエアウィーブが、全国版の新聞広告に、幸田町を応援したいと、銘打って、幸田町のふるさと納税に協力していることをPRしていただいたときには、県の担当から、その広告は町が出したのかということの確認の電話が入

ったという程度でございます。

また、本町におけるふるさと寄付金は、農産物や町内企業が製造しているものなど、幸田にかかわりのあるものばかりとなっているということでございます。

ネット上に氾濫するような自治体に関係のないような返礼品だとか、商品券、換金性の高いものなどは取り扱っておらず、制度に沿った運用をしているというふうに考えております。

この方針については、今後も変えるものではなく、議員が言われるように、正々堂々と制度を活用し、幸田町PRしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 本町の返礼品の申し込みが、90%近くが1社に偏っている、こういうことも懸念するところであります。

町内の産業振興の意味から、町内企業の製品、農産物をもっと多く開拓したり、定期的なパートナー募集をしていくべきだというふうに考えますが、その点についての見解と、ものづくりのまち幸田のPRをどのように進めるのか、ポイントについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） このエアウィーブ社の製品が人気を呼んでいるということでは事実でございます。

幸田町は、健康のまち宣言をしております。本町の代表的な返礼品としましては、体に優しいエアウィーブのマットレスというのが、ぴったりの返礼品であるといえるのではないかと考えております。

ほかに、農産物など、返礼品として出していきたいという気持ちはありますが、時期や生産量の関係で、望みどおりとはいかないというのが現状でございます。

農家の方につきましては、追加などをお願いして対応をしているというところではあります。

なお、この実績をもとに、新年度以降、新たな返礼品や事業者が誕生してくれることを期待して、パートナー事業者を募集してまいりたいというふうに考えております。

また、ものづくりのまち幸田のPRのポイントということでございますが、今年度の事業の中では、工業製品としましては、このエアウィーブだとか、スギウラクラフト、こういった製品がものづくりのまち幸田をPRする返礼品であるというふうに考えております。

しかし、町内企業の製造品は、完成品ではなくて、工業製品の部品など、一般に販売される商品ではないというものが多くと、また、町内企業による販売網など、流通を持たないものが多いというような状況でございます。

本町といたしましては、ものづくりのまち幸田、これをPRできる返礼品があれば、企業に協力を仰ぎ、どんどんPRをしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 本町は、長年、不交付団体ということでもあります。また、補正予算のときの部長の答弁にもありました不交付団体いじめという表現をされましたが、まさ

に法人町民税の一部国税化の影響など、努力をしてきた自治体から簡単に召し上げていくという、大変、厳しい状況にあるというふうに思っております。

知恵を絞って新財源をつくることができたわけですが、ふるさと寄附金が、今後、安定した財源化という、いわゆる国の指導、他の自治体の動きなどを見てみると、決してあてにできる財源とは言い切れないというふうに思います。

将来に向けて安定財源確保のための産業振興策など、次の新財源確保の考えや、また、経費節減の考えについてもお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員がおっしゃいますとおり、法人町民税の一部国税化や、扶助費等の補助金から交付税化など、不交付団体にとっては逆風が吹き続けているという状況ではあります。

ふるさと納税でも、平成28年度は、予想をはるかに超えるたくさんの御寄附をいただき、大変、ありがたく思っております。

ただ、議員が御指摘のとおり、総務大臣のコメント等からも近々厳しい指導が入り、制度自体、大きく変わることも考えられ、安定財源とは、到底いうことはできないというふうには思っております。

幸田町が持続可能なまちとして、将来に向けた安定財源確保のために、企業誘致による税収の確保、これが、喫緊の最優先課題であるというふうに考えております。

また、当然、歳出削減、こういったものも合わせて行ってスリム化していく部分はスリム化するというのも必要であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。

もう一点です。

放課後児童対策事業の放課後児童クラブの充実についてお聞きをします。

昨年度、12月議会で手数料の値上げがあり、利用時間の延長もされることになりました。

利用時間を30分延長し、18時30分までとするということですが、現在の整備状況をお聞かせください。

また、新年度の待機児童数の予測をお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 放課後児童クラブの関係でございます。

まず、時間延長の関係でありますけれども、放課後児童クラブの利用時間の延長については、これまでも課題となっておりましたけど、町長施政方針にもありましたとおり、この4月から18時30分までの時間延長に取り組み、共働き等、子育て世代の支援充実等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的な実施の方法につきましては、物理的に場所が離れております坂崎児童クラブ、学校と公民館ということで離れております、それは、それぞれの単位で、それ以外の学区につきましては、兄弟が第1、第2と別れている場合の保護者の方のお迎え時の負担軽減、そして、支援員の勤務シフトの関係、諸経費などを考慮しまして、各クラブ単位

ではなく、第1と第2をまとめて校内一カ所で行うなど、学校の管理の関係もございまずので、工夫して対応してまいりたいというふうに考えております。

クラブの整備の関係につきましては、この4月から開設をします深溝第2クラブの開設準備として、空調設備設置、これは、既に終了しております。あと、下駄箱やロッカー、整理棚の制作、そして、必要な備品購入を発注しております、4月の開設に間に合うように進めてまいります。

また、幸田小学校の校舎増築に合わせまして設けていただきました児童クラブ専用室、こちらについては、幸田第3クラブの移動を進めていきたいというふうに考えております。

また、続いて待機児の関係でございます。

新年度の待機児の関係につきましては、2月1日に入会決定の案内を保護者の方に行わせていただいているそれ以降も、続々と申し込みがありまして、現在、13クラブ全体で、これは通年利用と長期利用を合わせまして、前年度より167名増の827名の方から申し込みをいただいております。

それに対しまして、今、受け入れ、入会決定させていただいた児童数につきましては、前年度より115名多い724名という受け入れを予定しておりますけれども、残念ながら通年利用で30名、長期利用で73名、計103名ということで、例年より多い申し込みもいただいております。そのいろんな拡充もしてきておりますけれども、残念ながら例年より多い待機児となっているところでございます。

このうち、3年生以下の33名の待機につきましては、全て申込期限を切った後に申し込みが出てきた状況で、一旦、ちょっとお待ちいただいているという状況になっています。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 時間延長を望む声というのは、非常に、今まで大きくて、この30分の延長というのは、働く多くのお母さん、あるいは、家族からも喜びの声、たくさん聞くことができしております。

児童クラブ待機児の解消に向けて、深溝にも第2、豊坂にも第2ができていますが、いわゆる小1の壁の解消ということで、対応されてきたということでもあります。

また、小4の壁の解消で6年生まで受け入れを拡大してきておられますが、まだまだ共働きの世帯がふえているという中で、大変な対応状況かというふうに思います。

先ほど、今、おおむね3年生までの対象という、以前の3年生までという対象については、ほぼ、受け入れができていうふうに理解していいのかということと、もう一点、以前より指導者の不足が大きな課題とされてきましたが、その開所のため、どのような対応をされたのか、また、新年度の放課後児童対策事業の進め方、さらなる充実に向けた課題があれば、その開所についての見解をお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 先ほど待機児童の話もちょっとさせていただきましたけれども、児童クラブの受け入れに当たっては、まずは、低学年、3年生以下の方を極力受け入れる方向で調整をして受けています。

残念ながら、そうした関係で、高学年を中心に待機児童が発生しているというのが、現状でございます。

特に、3年生以下での待機児童、先ほど、33名と申しましたけれども、通年、申し込みで12名、それから、長期で20名、そういう待機の方が現にいるわけでございますけれども、保護者の中には、どちらかという、とりあえず申し込んでおこうという保険的な考えの方もおみえになるようで、申し込みはしたけれども、1回も利用しないという方も中にはおみえになりますので、特に、通年利用の方につきましては、4月からの各クラブにおける状況を見ながら、5月のゴールデンウイーク明けにクラブにおいて入会調整をし、可能な限り受ける方向で調整をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、支援員の確保の問題でございます。

まずは、学校並びに複数の児童クラブの連絡調整など重要な役割を果たしていただいておりますブロック長さんを、全学校、6小学校に配置するという事で、この件につきましては、2名不足をしていた状態ではございましたけれども、教育長さんにもお願いをいただきまして、退職OBの方への声かけ、また、紹介をしていただきました。

その結果、全学区6人確保できたという状況になっております。

支援員の確保につきましては、なかなか苦慮しているところでございますけど、広報で募集、または、ハローワークへ募集登録をしたり、支援員からの口づて、または、各区に募集チラシの回覧など、さまざまな手立てを立てながら、確保に努めてきているところでございます。

続いて、新年度の進め方ということでもありますけれども、まずは、新しく開設する深溝第2クラブ、そして、6年生までの受け入れ、そこから時間の延長もします関係のこの延長預かりを確実に実施してまいりたいというふうに思います。

さらなる充実に向けた取り組みとしましては、平成29年度に坂崎小学校の校舎増築に合わせまして、平成30年4月からの坂崎第2クラブの開設を進め、さらなる充実に向けていきたいと考えております。

一番の課題といたしましては、何といたしても幸田小学校の児童数が増加ということで、今回の増築に合わせまして、専用室もつくっていただきましたけれども、今後の推移を見ましても低学年全員が受け入れられるかどうか、これが危うい状態ということになりまして、平成33年のピークを迎える幸田小学校の児童数に対応するために、幸田においては第2児童クラブも検討していかなければならないかなということ、これが1番大きな課題かなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君の質問は終わりました。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 当初予算の概要について、基本的な考えを伺っていきます。

最初に、予算規模153億8,000万円、過去2番目という説明がございましたが、これの主な要因から説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 予算規模153億8,000万円ということでございます。

相見に新設のありました平成23年度の154億2,000万円に次ぐ、過去2番目の規模となる大きな予算というふうになっております。

その大きな要因といたしましては、歳入におきましては、ふるさと寄附金、13億円を見込んだということが大きな要因で、法人町民税の減収を埋めるものでございます。

歳出におきましては、歳入で大幅に伸びましたふるさと寄附に係る委託料で7億円の増額と、それから、法人町民税の予定納税分の還付金2億8,000万円の増額などによる総務費9億8,000万円の増や、消防費における消防指令システム整備負担金2億2,000万円の増、民生費では、仮称豊坂児童館の建設費などで2億円の増額といたしております。

その他、町民会館の大規模改修5億3,000万円や、坂崎小学校増築、医療施設等整備基金への積立金の増額などが増要因でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 先ほども話がありましたが、キーワードとして、未来の笑顔につながる環境づくりということでありましたが、表向き、いろいろな要素があると思うのですが、子育て環境に重点を置いた、これが、一番メインなのか、ほかにいろいろな要素も総合ひっくるめてのものなのか、そのあたりの考え方を説明をしてください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成29年度の当初予算のキーワードといたしましては、未来の笑顔につながる環境づくり、こちらにつきましては、子育て環境のみではなく、町長の施政方針にもありますように、3つの課題を重要課題といたしまして、重点を置いたというものでございます。

この3つの課題につきましては、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、その重点課題に加え第6次幸田町総合計画に定められました6つの基本目標に則したさまざまな施策を総合的に推進していくことで、町と多世代にわたる町民全体が一体感を持ちながら発展をしていけるよう、ともに育み、多世代がいきいきできるまちを目指したまちづくりに努めていくというものでございます。

その6つの基本目標と、主な施策といたしましては、その第1といたしまして、安全安心、命と暮らしを守るといたしまして、災害対応特殊救急自動車の整備3,000万円、業務継続計画の策定600万円など、また、第2といたしまして、環境自然ゆたかに美しくといたしまして、新エネルギーシステムの設置費補助金、162万円や墓地公園等調査業務100万円など、また、第3で産業振興、幸田から全国へ、世界へといたしましては、工業団地の開発調査、こちらに852万円、それから、新規就農総合支援事業補助金で、750万円、これらでございます。

また、第4の健康福祉お年寄りまでみんなが元気といたしましては、岡崎市こども発達センター負担金補助金で、5,997万1,000円、また、基幹相談支援センターの設置で1,296万円などとなっております。

また、第5の教育・文化「きたえよう、心と体」、こちらにつきましては、北部中学校の施設整備実施計画1,700万円、島原藩主深溝松平家墓所保存整備事業、こちら

に505万7,000円。

また、第6の共同参画みんなの力で続くまちにつきましては、高校生のカンボジア派遣事務交付金230万円など、これらを実施してまいります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今、話に出ました基幹相談支援センター、これについて、もう少し詳しくお願いをします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 基幹相談支援センターにつきましては、福祉課のほうが所管をしておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

この基幹相談支援センターの設置、新規事業ということでございますけれども、これは、地域における障害者の方の相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づいて実施するものでございます。

相談の時間でございますけれども、午前8時半から午後5時15分までの間、相談を受付させていただきます。

場所については、障害者地域活動支援センターの中に設置をさせていただきます。

相談員でございますが、2名を常駐いたしまして、特に、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格のあるものを、特に、経験を有した資格のあるものを配置させていただくという予定でございます。

委託先については、社会福祉法人愛恵協会を予定してございますけれども、実はこの事業につきましては、今年度まで相談支援事業といたしまして、この愛恵協会が担当しておりましたけれども、基幹ということで格上げをするというような形で実施をさせていただくこととさせていただきます。

事業内容につきましては、今までの相談支援事業に加えまして、基幹相談支援センターとなったことで、総合的、専門的な相談支援の実施を行うとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組むというのが、基幹としての役割でございます。

また、相談として、地域定着の促進の取り組みですとか、権利擁護、虐待防止の取り組みについては、継続して行うというような中身でございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 次に、財政展望ということでお尋ねしますが、幸田町の税収を見ますと、固定資産税の安定化という地方税では一番大事な話であります。このあたりは順調に微増して、これいいなという感じがするのですが、法人町民税が不安定ということで、この先、5年ぐらいの試算とか展望等がありましたら、数字をちょっとゆっくりにお願いします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今後の展望ということでございます。

まず、町民法人税につきましては、確かにこれまで不安定ということで、例えば、平成20年から21年にかけては、リーマンショックというものがあまして、14.5億円から2.1億円に激減をした。

また、平成26年から平成27年にかけては、20.5億円から5.1億円に激減、

また、平成28年、ことしから来年、平成29年にかけては、9.3億円から2.6億円にまた激減ということもございます。

この法人町民税の今後の5年間の見込みでございますが、法人町民税の法人税割の金額で説明をさせていただきます。

この平成28年が8億1,300万円、平成29年が1億6,500万円、平成30年が4億9,100万円、平成31年が3億8,100万円、平成32年が3億300万円、法人税割の税率が6%になってしまう平成33年では、2億3,500万円ということで減少していくとなっております。

こちらにつきましては、丸山議員からも御要望がありましたので、資料のほうを提出をさせていただきたいと考えております。

また、続きまして、町税全体の推移といたしましては、本年度、平成28年度が84億7,000万円ほどだというものが、平成29年度は78億6,900万円、平成30年度は81億9,600万円、平成31年度は81億4,500万円、平成32年は81億3,300万円、平成33年は80億3,900万円ということで、町税といたしましては、平成30年度以降につきましては、80億円を少し超えた額というもので推移していくというふうに、今、見込んでおります。

また、固定資産税につきましては、その平成16年度以降、40億円以上をキープしており、今後も44億円程度を維持していくというような安定財源であるというふうに見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 最後に、今後の財源確保の件ですが、先ほど、酒向議員のほうにも答弁がありましたが、言い忘れたことがありましたらお願いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 安定財源ということでございまして、今、好調なふるさと寄附金、こちらにつきましては、やはり、安定財源として見込むということは、リスクが高いと思っております。

今後、自立をした財政運営を行っていくためには、可能な限り安定財源の確保に努め、税などの自主財源を中心としました財政構造にしていくことが重要であるというふうに考えております。

この安定財源の確保に向けましては、将来を見通した基金への積み立てや、企業誘致によります新たな財源確保に努めているというところでございますが、特に、この企業誘致につきましては、企業業績による影響など不安定要素のある法人町民税だけではなく、固定資産税、土地や建物、それから、償却資産、こちらの増加にもつながるため、引き続き力を入れていく必要があるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

ここで、皆さん方にお諮りをいたします。

本日、日程はこれまでとし、第17号議案以降の質疑は、3月10日金曜日に繰り延べたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、第17号議案以降の質疑は、3月10日金曜日に繰り延べることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月10日金曜日、午前9時より会議を開きますのでよろしくお願いをいたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年3月9日

議 長

議 員

議 員